

平成30年 3 月 6 日

1. 出席議員

1 番	大 坪	久美子	14番	吉 田	達 志
2 番	橋 本	正 敏	15番	寺 尾	高 良
3 番	田 中	栄 一	16番	栗 原	吉 平
4 番	堤	康 幸	17番	樋 口	良 夫
5 番	高 橋	信 広	18番	三 角	真 弓
6 番	小 川	栄 一	19番	井 本	政 弘
7 番	石 橋	義 博	20番	中 島	富 定
8 番	伊 井	渡	21番	森	茂 生
9 番	牛 島	孝 之	22番	栗 山	徹 雄
10番	萩 尾	洋	23番	井 上	賢 治
11番	角 田	恵 一	24番	松 崎	辰 義
12番	服 部	良 一	25番	樋 口	安癸次
13番	中 島	信 二	26番	川 口	誠 二

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	牛 島 義 光
事務局参事兼次長	古 賀 安 博
主 任	服 部 敬
書 記	信 國 美保子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	三田村 統 之
副 市 長	中 園 昌 秀
副 市 長	鎌 田 久 義
教 育 長	西 島 民 生
企画振興部長	井 手 勇 一
総 務 部 長	江 崎 順
市民福祉部長	坂 井 明 子
新社会推進部長	松 尾 一 秋
建設経済部長	松 延 久 良
教 育 次 長	永 溝 弘 幸
企画財政課長	石 井 稔 郎
地域振興課長	平 武 文
総 務 課 長	馬 場 解
人 事 課 長	原 亮 一
税 務 課 長	堤 英利子
市 民 課 長	栗 秋 克 彦
健康推進課長	橋 爪 美栄子
介護長寿課長	平 島 隆 夫
建 設 課 長	山 口 英 二
林業振興課長	若 杉 信 嘉
学校教育課長	藤 木 春 美
人権・同和教育課長	橋 本 秀 樹
会計管理者兼会計課長	葉 山 多恵子

議事日程第3号

平成30年3月6日（火） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 三角真弓議員
- 2 牛島孝之議員
- 3 田中栄一議員
- 4 森茂生議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（川口誠二君）

おはようございます。お知らせいたします。お手元に三角真弓議員及び牛島孝之議員要求の資料を配付いたしております。

ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成り立たしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により、お手元に配付をいたしておりますので、御了承願います。

日程第1 一般質問

○議長（川口誠二君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。18番三角真弓議員の質問を許します。

○18番（三角真弓君）

皆様おはようございます。公明党の三角真弓でございます。最後まで御清聴をよろしくお願い申し上げます。

では、さきの通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

初めに、行財政改革についてお尋ねをいたします。

平成22年2月1日の広域合併より8年が経過いたしました。その間、少子・高齢化による人口減少にはなかなか歯どめがかかりません。平成27年の国勢調査の次は平成32年となっ

ておりますが、人口の推移といたしましても、6万1,000人台にまで減少すると推定をされております。平成29年度の財政事情は、上半期一般会計歳入歳出を見ましても、歳入の1位、地方交付税より、歳出の1位、民生費の額が多くなっております。この状況は今後も続くであります。

また、今議会開会日、平成30年度への市長の所信表明の挨拶でも、今後ますます厳しくなることが予想される財政状況の中、多様化する行政課題に的確に対応し、効率的、効果的な行財政運営に努めてまいりますと宣言をされました。職員の人的配置による財政運営への影響も含め、未来を担う子どもたちへ負の遺産を残さないため、どのような行財政運営を行われていかれるのかをお尋ねいたします。

次に、職員の健康管理についてであります。

今国会でも取り上げられている働き方改革も含め、お尋ねをいたします。

働く人の心身にわたる健康を確保し、日々の生活をより豊かにする働く人の視点から、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方を実現していくことは急務の課題です。本市における職員の時間外勤務の実態について、また、庁舎内での喫煙のあり方、地球温暖化に伴う冷暖房の管理についてお尋ねをいたします。

次に、12月議会でもお尋ねをいたしました公共交通のあり方について、本年1月4日から31日までの公共交通網形成計画に対する市民からのパブリックコメントを受けて、今後、市民の交通の手段を具体的にどのように改善されていかれるのかをお尋ねいたします。

最後に、自殺対策についてであります。

本市において、国民健康保険料の第1位を占めるのは依然として精神疾患であります。国保会計の健全化のためにも、自殺対策を図ることが急務であると実感をいたします。本市の自殺対策へのお考えをお尋ねいたします。

あとは質問席にて順次質問いたしますので、明確なる御答弁をお願い申し上げます。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。18番三角真弓議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、行財政改革について、現状と今後の方向性はどういうお尋ねでございます。

本市の財政状況は今後も厳しくなることが予想されるため、財政の健全化に向けた取り組みを着実に推進し、持続可能な行財政運営の構築と健全な財政基盤の確立を図るとともに、第7次八女市行政改革大綱に掲げる取り組みを着実に実行し、簡素で効率的な行政運営の実現に向けて取り組んでいます。

次に、少子・高齢化、人口減少に伴う今後の財政運営をどのように考えているのかというお尋ねでございます。

人口減少に伴い、市税や普通交付税等歳入の減少、高齢化により社会保障費等歳出の増加

が見込まれます。それに向けて定住支援、子育て支援の積極的な取り組みを行い、人口減少に歯どめをかけ、行政改革に基づき、できる限り経費節減を行い、健全な財政運営に努めております。

次に、支所も含めて職員の人的配置による財政運営のメリットはないのかということでございます。

市町村合併後、財政運営を考慮しながら効率的な行政機構を目指し、本庁及び各支所の機能について検証を行いながら機構の見直しを行ってきております。あわせて、職員の配置につきましても、限られた人員の中で各部各課及び各支所における適正な配置に努めております。

次に、職員の健康管理についてでございます。

職員の時間外勤務の実態についてでございます。

職員の健康管理については、十分努めているところでございます。時間外勤務については、その抑制に向け、時間外勤務時間の上限の目安やノー残業デーを設けるとともに、職員間で協力できるものは協力するなどして、時間外勤務の縮減に努めているところでございます。

次に、庁舎内での喫煙の今後のあり方というお尋ねでございます。

庁舎の喫煙場所について、現在は屋外やベランダ等に設けております。今後は受動喫煙対策に関する国の動向などを踏まえ、対応してまいりたいと考えております。

次に、庁舎内での冷暖房の管理についてでございます。

庁舎内の冷暖房につきましては、地球温暖化防止対策実行計画に定める設定温度を目安としながら、来庁される皆様に御迷惑をおかけしないこと及び職員の健康管理を念頭に行っております。

次に、公共交通網形成計画についてでございます。

1月4日から1月31日に行われたパブリックコメントを受けて、現状の課題にどう取り組むのかというお尋ねでございます。

八女市地域公共交通網形成計画（案）にいただいたパブリックコメントについては、八女市地域公共交通網形成計画策定委員会において協議し、お寄せいただいた課題については、地域と交通事業者と行政の連携強化を図りながら対応していくことを確認いたしました。次年度以降、今回のパブリックコメントによる御意見にも配慮しながら、よりよい地域公共交通の整備に努めてまいります。

最後であります、自殺対策計画の策定の進捗状況というお尋ねでございます。

平成28年に自殺対策基本法が改正をされ、市町村は自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して自殺対策計画を策定することとなりました。今年度、県が計画を策定され、それを受けまして、平成30年度に各市町村が策定の予定でございます。

市といたしましては、県の計画を基本とし、今後、計画策定に取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○18番（三角真弓君）

通告で申し上げましたように、合併をして8年が経過をいたしております。ちょうど8年前、合併当時、最初は上陽との合併、平成18年、そして、平成22年2月の2回目の合併ということで、その当時、私たちがよく聞いていたのは、あめとむちという言葉聞いておりました。合併によって1市3町2村がそれぞれの行政改革をやっていく中で、非常に職員の方が御尽力をさせていただいている結果として、平成23年1月から第6次の行財政改革大綱が策定されましたけれども、その前の平成18年の合併から平成22年のこの間、行政としては地方債の現在高が大幅に減少する、いわゆる54億円の地方債の現在高を減少させるという努力をさせていただいております。要するに国から借りる借金より返済が上回る、約10億円、その借りるお金を下回るといふ地方債の発行によって、わかりやすく言えば借金を減らしていく努力をさせていただいて、この間、約54億円の地方債が減っております。しかも、実質債務が大幅に減少した、これは合併に伴うごみ処理施設等の閉鎖によって繰出金が減少したこと、そして、合併算定替えによって将来交付金が減るであろうことを予想されて、地方交付税の減少を見込んで財政調整基金等を積み立ててこられた、その御努力によって、平成21年度238億円あった実質債務は平成25年度には84億円、154億円が減額をされております。本当にその間、財政としましても、三田村市長を初め、市の職員の方が非常に努力をなされた結果ではないかと思っております。

しかも、収入面では、交付税措置の高い臨時財政対策債や過疎対策事業債、辺地対策事業債、このような率のいいものを使うことができたこと、そして、合併に伴う人的配置、人員削減の計画を遂行していかれて人件費が減ったということで、先ほど申しましたように、財政運営としては安定化に向かって努力をしてもらっております。しかし、これはあくまでも公会計というものでありますので、じゃ、市民の一人一人の借金がどうなのかということ、また、民間の感覚とは公会計は違いますので、でも、これだけの努力をさせていただいております。

その後、いよいよ平成27年から平成32年に対しての、どのような財政をやっていったらいいのか、地方交付税が減っていくという中における計画が立てられております。これも市のホームページに記載されておりましたけれども、平成26年10月に平成27年から平成32年度の財政収支の見通しということで載せていただいております。それでも、この間というのは、まだ今、平成32年度までにはなっておりません。この計画を出されて2年が経過をしておりますけれども、地方債の現在高の減少額、これによりますと、普通建設事業費の削減とか毎年度の地方債の発行を償還以内でおさめていくということで、現在の地方債の減少額が積立

金残高の減少額を上回ることから実質債務は減少する見通しだということと、しかし、収入面では地方交付税が減っていくこと、合併算定替え縮減によって減少すること、そして、人口が減少すること、それに伴う扶助費、高齢人口の拡大による国保や上下水道等の繰出金の増加によって経常収支は悪化する見通しと、このように八女市としては収支の見通しを出されておりますけれども、この計画が立てられた2年間というのは財政にとってどのような状況だったのか、それをまずお尋ねしたいと思います。

○企画財政課長（石井稔郎君）

それでは、お答えをいたします。

今、議員のほうから財政状況について特徴的な状況を述べていただきまして、まことにそのとおりだと認識をしております、今後の財政状況というのは、やはり厳しくなるということが予想されますといえますか、厳しい現実が目の前にありますので、それに向けてどのように泳いでいくのか、その方策が非常に大事だと思っています。

一つの要因といたしましては、今、お話がありました交付税と合併算定替え、これが減っていくということで、これは平成30年度で7割減少、平成31年度で9割減少で、平成32年度からはいよいよ加算措置がなくなるというところで、そうなったときに、現在でも平成30年度、今回の予算でお願いしている部分につきましては17億円ほどの繰り入れ財源が必要になったと。昨年は約13億円の繰り入れということで、現在、そういうふうに繰り入れをしないと当初予算を組めないような状況になってきています。その要因というのは、今、お話しなされたとおり、交付税の逡減があるということが一つの要因だろうと思っています。

それで、今後ですけれども、やはり現在の市民サービスを同じように提供していくとするならば、毎年、今回のような繰り入れというものが余儀なくされるわけであって、じゃ、それに向けてどう財政運営をしていくのかということになりますけれども、1つは、市長答弁にもありましたが、人口減少に伴っての歳入確保のために定住施策や子育て施策を打つことによって歳入を確保していくということがありますが、もう一つは、歳出削減として、特に今後は、八女市は合併して公共施設というものを多数持っておりますので、この公共施設の将来のあり方については、公共施設等総合管理計画の中で、施設の老朽化や今後予想される維持管理経費など、これにどう対応するのかというところで、各施設ごとの個別計画を平成32年度までに立てていこうと。その中で、今後、公共施設の長寿命化を図っていくとか、あるいはダウンサイジングを図っていくとかで経常経費的な部分については縮減をしていく、そういったことを鑑みながら、今後の財政運営については、若干きゅっと締まったようなやり方を進めていかなければ、なかなか厳しいんではないかなと思っています。

あわせて、歳出の削減ですが、行政改革にいたしましても、今、議員から話ありましたとおり、それぞれ1市3町2村の中でこれまで取り組んできた行政改革の手法もありますし、

それを現在継承しているところもありますが、今後、それについても、やっぱり職員一人一人がそういった意識を持って臨んでいかなくてはならないのではないかなと思っているところでございます。

○18番（三角真弓君）

今、上半期、下半期ということで、ホームページのほうに八女市の財政事情というのを載せていただいております。その中で、私は先ほど通告で申しましたように、平成28年度だけを見てみましても、やっぱり人件費がかなり大きなウエートを占めております。次が物件費なんですね。この差額が2.1%ですけど、金額にいたしますと、全体からすると740,000千円ほどの差額、人件費がそれ以上多いということを示しております。

この物件費ですけれども、先ほど課長がおっしゃいました公共施設の総合管理、要するに合併によって公共の施設がかなりございます。それをどうやっていくのかということで私たち議員にも説明はあっておりますけれども、今から平成32年に向かってその検討をやっていく、それで果たしていいのか。この8年間ですね、財政は5年単位でそういう見通しをやっていくのか。これだけの人口減少の中で、10年、15年、20年というスパンの中で、そういう将来どうなっていくのかということを考える必要があると思います。

今、各部署にその公共施設をどうやっていくのかということをお落としているということをおせんでお伺いいたしましたけれども、この財政事情に載せていただいております物件費の内容というのはどういうものになっているのでしょうか。

○企画財政課長（石井稔郎君）

物件費ということでございます。今ありました施設の維持改修費もございまして、臨時職員、嘱託職員の経費につきましても、物件費で上げさせていただいております。

○18番（三角真弓君）

多分、物件費の中には今言われた部分が入っているのかなというのは思っておりました。本当にそれを加えれば、人件費という形ではない部分でも、また人的な経費というのはかかってきているということが言えると思っております。

私は今まで一般質問の中で、公会計では本当の財政の厳しさはわからないので、企業会計ですね、今回、私は1番と2番の質問は一緒に質問したいと思っておりますけれども、この少子・高齢化を担った場合には公的な会計のあり方を発生主義、複式簿記である企業会計に変えていくべきではないかということをお今までかなり訴えてきました。国のほうもそういうことで、今、市としてもそういうやり方での状況というのがホームページの中にも掲載をされておまして、より企業会計に見合ったやり方で今の財政状況というのが表示をされております。その中に、先ほど私が通告で申しましたように、民生費の伸びが非常に著しくなっております。これは仕方のないことだと思っておりますけれども、そういう中で、財政調整

基金、そういったものが今現在、直近で幾らあるのか。そして、今後それが財政運営の中でやっぱり取り崩しが行われていくと思います。民間であれば損益計算書に出てくる当期純利益、損失という中で会社の運営状態を見ていきますけれども、公会計であればそういう形ではございません。ですけれども、この財政調整基金を将来に向かって積み立ててきてありますけれども、これが今幾らあるのかというのと、どのように取り崩しになっていくのかというのをお願いしたいと思います。

○企画財政課長（石井稔郎君）

財政調整基金の現在高と今後の推移というお尋ねだと思いますが、平成28年度末で12,170,000千円の現在高がございます。

財政調整基金につきましては、先ほど答弁の中で申し上げましたが、予算を組むときにも繰り入れなどが発生をしております、今後は減少をしていくことが余儀なくされるだろうと思っております。

それから、扶助費の伸びのことをおっしゃられましたけれども、扶助費につきましては、子どもの支援だとか子育て支援だとか、あるいは福祉施策だとかがございます、若干、義務的経費的な部分もありまして、なかなか減らせないところもあります。それについては、やはり増はございますが、ただし、国、県等の補助もございまして、交付税措置もございまして、この伸びにつきましては、やはり市民の生活を守るためには、この増はいたし方ないところがあるかと思っております。

公会計システムのことについては、よろしゅうございますか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

お尋ねにつきましては以上でございます。（「済みません、もう一回、その財政調整基金の今からの取り崩しはどうなっていくのかということについて」と呼ぶ者あり）

財政調整基金の今後の取り崩しにつきましては、ことし、平成30年度の予算においては財政調整基金から約17億円ほど取り崩しをしておりますので、今後、同じような傾向で進んでいくだろうと思われまますが1つと、あわせて、合併算定替えの逡減の部分が平成32年度までには約8億円ほど減っていくと思われまますので、その部分につきましても、財政調整基金の中から減額ということになってくると思われまますから、今後につきましては、財政調整基金自体としては減っていく見込みでございます。

○18番（三角真弓君）

今度、平成32年の国勢調査後、この次が平成37年でございます。今回、高齢者等の第7期の福祉計画の中に平成37年度の人口の推定が書かれておりますけれども、総人口が5万7,000人台に減ってまいります。八女地区が3万5,000人台、上陽が2,400人、黒木が8,500人、立花7,600人、矢部900人、星野1,900人、このような推定がなされております。今後、財政調

整基金は少しでも、もちろん職員の皆さんの努力でふやしていかなくてはいけないとは思っておりますけれども、今みたいに、先ほど12,170,000千円とおっしゃいましたけど、この財政調整基金への考え方、今からこれがふえていく可能性があるのか。この平成37年以降の人口減少の中で、本当に財政調整基金はあるものとみなして考えていいのか。本当にこれを取り崩していかなければ財政は回っていかないという、この財政における考え方をお願いしたいと思います。

○企画財政課長（石井稔郎君）

お答えいたします。

財政調整基金の使途といたしましては、年度間の収入支出の差を補う部分の年度間調整というところもありますので、そのほかには、特定目的のために積み立てる基金とかもございます。公共施設のことについては、先ほど述べましたけれども、そのことについて、今後予想されるような建設事業などについては公共施設整備基金などを充てていきたいと思っておりますし、それに伴いまして、起債の償還などがある部分については減債基金などで対応したいと思いますので、今後につきましては、そういった特定目的基金のほうもある程度充実させていくことが必要ではないかなと思っております。

○18番（三角真弓君）

ちょっと角度が違った答弁でありましたけれども、いいです。

今回、介護保険の基準額というのが皆様にも示されております。非常に基準値の金額が上がってまいります。これは高齢、高齢人口の増加に伴う必然的なことではありましようけれども、基準値5,200円が6千円に上がるということは、非常に厳しい現状をまた市民の皆様には伝えなくてはならないということで、私も議員の一人として心苦しく思っております。

この基準値というのは、年金の収入が800千円なんですね。800千円の方に対する負担というのが、そのぐらいの金額として示されております。1人の個人の年金が800千円以下ですね、ここに6千円の基準額となれば、試算をしてみますと、約800千円であれば、丸々800千円もらっても、月にして66千円ぐらい、その中からまた介護保険料がふえていく、こういう現状を、11段階ではありますけれども、その中でも基金の取り崩しをきのう介護長寿課から説明がありましたので、そういう基金の取り崩しも行われていますけれども、この基金の取り崩しにしましても、ある程度入れ込んでこの金額の設定になっておりますし、繰入金も12.5%という上限もございますので、本当に将来、市民の皆さんの負担がますますふえていくのではないかと危惧しております。

市長もきのうの同僚議員の質問の中でも、市税、そういったものが減っていくだろうし、自主財源も30%台しかないという中で、非常に厳しい財政運営だということも何度もおっしゃっております。しかも、八女市はひとり親家庭が、母子で600世帯ですけど、父子も入

れば約700近いひとり親世帯、そして、ワーキングプアと言われる方たちが6割以上ございます。そういう中で、じゃ、今からどう財政運営をやっていったらいいのかということを考えてときに、私は財政のほうのこの危機感というのは、全職員に意識の改革を持っていき、全庁挙げてこの危機に取り組んでいく必要があると思っています。その辺をどのようにお考えでしょうか。

○企画財政課長（石井稔郎君）

議員おっしゃるとおり、コスト意識を持って行政に当たるということは行政職員としてはとても大事なところでありますし、そういった観点から、常々職員に対しての財政の問題提起、それから啓発、これは努めておるつもりでございます。

財政の研修を企画財政課のほうではやっておりまして、今年度、平成29年度では5月に役付職員と一般職員対象、それぞれに基礎研修を行いました。10月には予算編成を行っておりますけれども、予算編成や予算執行の基礎というところで全職員対象に研修を行いました。また、あわせて決算状況も出ておりますが、決算状況とか交付税の仕組みとか地方債の概要など、基本的なところを分野別に全職員対象に研修を行いました。

3月末に行う予定ですけれども、財政状況、予算執行状況につきましても全職員対象に研修を行う予定で、おおむね今言った研修の内容については、200名か250名、あとは支所はテレビ会議で対応しておりまして、職員への意識の啓発は常々やっているつもりでございます。

あわせて、新規採用者につきましても、財政研修というのは新規採用者研修のプログラムの一つとして毎年やらせていただいております。

職員が財政状況を正しく理解して、日々の仕事の中にそういった視線、目線で業務に臨むこと、これは非常に大切なことだと思っておりますので、議員おっしゃるとおり、今後も職員に向けてのこういった研修は続けてまいりたいと思っております。

○18番（三角真弓君）

平成27年度の八女市の財務書類の中に、今、国が示しているそういう会計の処理をされておりますけれども、負債は今後負担すべき債務であることから、将来世代に対しての負担と捉えることができ、純資産は今後負担する必要性のない資産、言い換えれば、これまでの世代や現在の世代、または国、県が負担した分ということになりますけれども、この負債の分というのが355億円ぐらいの合計額というのがございます。こういう将来に残す負担ですね、将来世代が負担すべき負債というのが355億円と掲載をされております。資産に対しての24%ということでございます。負債の多くは、地方債が281億円、退職手当引当金が68億円、そして、地方債の中には国からの地方交付税措置を受ける臨時財政対策債が125億円という内訳になっております。将来にこれだけの負担がまだございます。

それこそ皆さんも御承知のように、北海道の夕張が破綻をいたしました。財政再建団体と

ということで、ちょうど11年前の3月6日、きょうですね、に財政再建団体ということになっております。今、北海道の夕張は、この10年間で約116億円の返済をしておられます。2027年3月まで、あと200億円の返済を余儀なくされております。このままいけば、10年後は第2の破綻ではないかと危惧をされていると言われております。夕張は人口が今8,851人、そして5,124世帯、面積は763.07平方キロ、こういう中でどのような市政運営がなされているかという、この寒い中で市役所は節約のために夕方5時には暖房をとめ、マイナス5度Cでの仕事を余儀なくされ、最低のサービスで最高の負担。窓が割れてもガムテープで張るだけの修理という、本当にこういう再建団体になれば厳しい現状になっていきます。八女市がすぐそうになってしまうということを言っているわけではございませんけれども、本当にそういう部分に関しては全職員が危機感を感じていくべきではないかということで受けとめております。

そういう中での職員の時間外の実態というのが書かれて、皆さんの手元にも配られております。民間の裁量制だったり働き方改革だったり、どれだけ働いても5時間か6時間だけの時間外の賃金しかやらないとか、いろいろ本当に民間においては、その労働時間によって健康が害されるのではないかという問題で、今、働き方改革ということで国では議論されておりますけれども、人的配置にしても、また、この時間外の数が多いのか少ないのか、私にはよくわかりませんが、この時間外を見ることによって、人的な配置というのをどのように考えていかれているのか、それをお願いいたします。時間外が多ければ、やはりそこに人的配置が必要なのか、単純にそういう考えだけでいいのか、その点をまずお願いします。

○人事課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

時間外についてのお尋ねでございまして、本日、資料を用意させていただいております。それに基づいて時間外の状況について御説明させていただけたらと思います。

本日お示しさせていただいております時間外につきましては、各部と各支所単位に平成27年度から平成29年度の中途までの時間外の数、時間外の対象となる職員数、それを割ったところの1人当たりの時間外勤務について一覧にまとめさせていただいております。

この中身につきましては、例えば、平成27年度につきましては、時間外の年度間の合計数が4万1,782時間で、これが対象職員として465名おありまして、1人当たりが89.9時間ということになっております。

これがどういう水準なのかということでお尋ねだと思いますけど、今、議員お話しになりましたように、働き方改革で国のほうの議論があつている中で、じゃ、時間外の制限をどうするかという議論の中で、この線は必ず絶対守らなければいけないという数字が、今言った

ように720時間という数字が議論をされているところでございます。そういう中で、一般的な国の人事院の上限の目安として出されているのが月30時間で、年間の360時間という数字も出されているところです。それを比較いたしまして、1人当たりの時間外勤務が平成27年度では平均で89.9時間ということでございますので、そういう御認識をいただけたらと思っております。あくまでも平均でございますので、例外的に多い職員もおることは承知しておりますが、一般的な見方としてはこういうことでございます。

それで、例えば、平成27年度の特徴的な数字でございますと、上から5行目に建設経済部の1人当たりの時間外が157.5時間という数字、100時間を超えるような時間数になっておりますが、これは御承知のとおり、九州北部豪雨災害、平成24年度以降の災害対策がこの年度はまだ引き続いておりまして、災害復旧室、または建設課等の時間外が多かったということでございます。

それから、平成28年度の、同じように1人当たり時間外勤務について、総務部が101.2時間ということで100時間を超えていますが、これにつきましては、4月に発生した熊本地震、この対応で総務課、防災関係の時間外が多かったということ。それから、建設経済部が同様に131.8時間とございますが、これも災害復旧事業の関連で、それまで積み残しといたしますか、一般事業があった分を早急に対応していくということのスタートの年になっておりますので、その分の対応をしているところでございます。

それから、100時間を超えている支所が3支所ございますが、これにつきましては、それぞれ地震の対応でありますとか、その年度限りのイベント等の対応をしたということで100時間を超えているような状況でございます。

そういうことで、時間外の状況については、そういう発生することについて数字がふえるということでございまして、特に支所等では、一つの出来事といたしますか、突然発生したものに对应することで平均時間外がはね上がってまいりますので、そのような状況でございます。

人事課といたしましては、一月の時間数を注視しておりまして、例えば、60時間を超えるような職員がおりましたら、所属長に業務状況を確認して分担できないのかということを確認しながら、今後どうなるのかというのを確認して、そして、産業医というのをお願いしておりますので、産業医の面談で健康管理に努めさせているところでございます。

状況的には以上でございます。

○18番（三角真弓君）

平成29年度はまだ終わっておりませんが、12月議会で時間外、既に1億円超しておるということで提案があつておりましたけれども、平成27年度の住民1人当たりの負債額というのが539千円、住民1人当たりの行政コストが490千円となっております。時間外の1億

円をこの時間で割れば、民間では考えられない1時間の金額にはなってくるかと思っておりますけれども、そういう中で、人的配置、例えば、今回の介護保険にいたしましても、かなりの値上がりがありますけれども、私は保健師の配置を各支所にということは何度も言ってきました。しかし、今回の機構改革を見ましても、そういうふうには至っておりません。

職員の方を見ると、要するに矢部の職員の方が本庁に見えたり、もちろん職員のそういった交流、異動も人的配置も大切ではありますけれども、もっと支所機能を強めることによって、また、その地元、例えば、矢部村の方であれば森林の状況にしてもよく御存じでしょうし、今からの市民の方へのサービス、また現状把握、認識を考えたときに、もちろん本庁で指揮をとっていかれるのも大事ですけど、もっと支所機能を上げること、現場にいらっしゃる、そこに住んでいらっしゃる職員の方を——私は全く個人の見解で、こういうことは市長に対しても失礼なことを言っているかもしれませんけれども、これは時間外ですけど、これ以外に、例えば、交通費とかいろんな経費はかかってまいります。でも、先ほど申しましたように、今からかなり厳しい財政状態になっていく場合、そういう人的配置、私は仮に保健師が各支所において、家庭訪問という本来の機能、保健師の職務をやってもらっておれば、もしかしたら健康寿命が延びて、今回6千円の基準値までいかなかったのではないかと。全くの想像ではございますけれども、今からこれだけの広域の中で、一人一人の高齢者の方の課題というのはたくさんございますので、本当にそういうこと。そしてまた、できればお互いの部課の中での仕事の協力をすること。ですから、先ほど企画財政課長がおっしゃいました。こういった財政の厳しさは全職員に通知をして、そして、ちゃんと話をやっているということですけど、どこまで意識があるかというのは、なかなかそこは難しいものだと思っておりますので、本当に職員の方たちのそういった協力が必要になってくると思っておりますので、ぜひそういうことでの指揮をとっていただきたいと思っております。

それと、庁舎内での喫煙の問題でございますけれども、これは新聞等で発表になっております。決してたばこを吸ってはならないということを申しているわけではございませんけれども、政府が2020年のオリンピック・パラリンピックを目指して、そういう動きを始めておりますので、敷地内禁煙というのが2020年4月1日からは全面的に施行されるという方向に向いているわけですね。ですから、これを今から本当に考えていかないと、この西日本新聞では八女市は今のところ検討していないという、このような記事が載っておりました。ですけど、やはり重要なことですので、今後、喫煙にしましても、決して吸うなどとは言いません。けど、吸う時間とか、そういうものを考えていかないと、それが時間外に反映する、あるいは有給休暇のとり方、年間20日と聞いていますけど、それは繰り越しもあるわけですね。そういう有給休暇のとり方、とってはいけないとは言っていない。ですから、その有給休暇のとり方や、この喫煙によって時間外がふえることのないように、そういったことに関して

はしっかりとした指導をしていっていただきたいと、これは要望で終わります。もう時間がありませんので。

続きまして、庁舎内の冷暖房ということで、先ほど市長答弁がございました。地球温暖化で、私は今回提案したいのは、夏の本当に暑い中で職員の方が汗をだらだら流して働いている部署もあります。逆に、冬の寒いとき、寒さに耐えながら、先ほどの夕張とは全く真逆のことを言っているようですけれども、職員の健康管理、冷えというのは非常に精神的によくありませんので、そういう必要な経費というのはやっぱり使っていくべきだと思っていますので、総務課長、そういう点において、そこら辺の同じ庁舎の——建てかえのことはまた質問が今回出ておりますけれども、何年かはやっぱり今の庁舎で職員の方は仕事をされていかなくてもなりませんけれども、そういった面では市民も、また私たちも理解をしていくべきだと思っていますけど、総務課長、その点はどのようにお考えでしょうか。

○総務課長（馬場 解君）

お答えいたします。

地球温暖化防止対策実行計画につきましては、電気の使用量を7%削減すると、そういった目標を全庁で掲げて、その実現に向けて努力を行っているところでございます。その一環としまして、庁舎内の冷房時には28度、それから、暖房時には19度を目安に運転するということで行っております。

ただ、市長の答弁にもございましたように、そのことによりまして来庁舎の皆様にご迷惑をおかけしたり、職員が健康を害して勤務できないということになっては何も意味がございませんので、そういった点につきましては、そういった基準は念頭に置きつつも、柔軟に対応していきたいと考えているところでございます。

○18番（三角真弓君）

公共交通網形成計画に移ります。

このパブリックコメントがどのようなことで市民のほうからの意見があったのか、そして、それに対して、今回、平成30年度からどのようなことに改めて取り組んでいかれるのかということをお尋ねいたします。

○地域振興課長（平 武文君）

1月に行いましたパブリックコメントでございますが、結果的に合計7本の御意見を頂戴いたしました。

内容といたしまして、計画でいうところの方針別に御説明いたしますと、一番多かったのが高齢者等交通弱者の暮らしを支える公共交通ということで、こちらに5本です。残りの2本が地域で連携・協働しながら支える持続可能な公共交通ということで、やはり高齢化社会の進展といったものに対する危機感が反映された御意見ではないかと認識しているところで

ございます。

また、この御意見を交通モード別に整理いたしますと、路線バスに関するものが2つ、乗合タクシーに関するものが2件、そして、その他自家用有償旅客運送に関するものが2件、そして、スクールバスに関するものが1つでございました。

続きまして、その内容でございます。まず、路線バスについてでございますが、御意見からは、やはり便数の少なさが利用が進まない原因という御指摘でございます。ということで、ひとつコミュニティバスなどを導入して、例えば、比較的利用者の多い目的地に直行で向かえる便を増設したり、市街地の循環ルートといったものをつくって利便性を上げたかどうかという御提案でございました。

また、バスの大きさ、バスのサイズについても御意見をいただいております。乗客数の割に大きなバスで走っている、これは非常にコストの増加につながっていないかという御指摘でございます。

次に、乗合タクシーでございます。乗合タクシーは、上陽地区と矢部地区から運行エリアの見直しについての御意見をいただいております。

またさらに、山間部への自家用有償旅客運送事業の導入の御提案でありますとか、その中に福祉有償運送というものがございすけれども、こちらの運転者、ドライバー、ボランティアベースで活動していただいておりますけれども、こちらのドライバーの確保について、それと、スクールバスの有効活用といったところでも御意見を頂戴しているところでございます。

それらの対策でございますけれども、まず、路線バスでございます。

単なる増便は現実的には非常に難しいところでございますけれども、運行ルートにつきましては、より利用者の利便性を向上するために、市街地の循環ルートでありますとか、病院などへのルート、そういったものの工夫を進めて、調整でき次第、実行に移してまいりたいと考えております。

また、路線バスの車両の小型化でございますけれども、どうしても車両サイズというものはピークの利用者に合わせて設定されておりますので、なかなかこの点については柔軟な調整が難しいという認識でございます。

続きまして、乗合タクシーでございます。

こちらのエリアの問題については、今回のパブリックコメントにかかると、非常にたくさんの方の御要望をいただいている部分でございますけれども、結論から申しますと、こちらはやっぱり引き続き慎重に構えていきたいと思っております。その理由といたしましては、部分的であってもエリアを見直すということは、やはり配車の問題でございますとか利用料金の問題ですとか、そういった全体の制度に影響するおそれが多分でございますので、また、

同じ路線を路線バスも走ってしまうといった問題もございますので、現時点におきましては、この点は慎重に構えておるところでございます。

むしろ現行の乗合タクシー事業はまず基本形として置いた上で、例えば、山間部における自家用有償運送事業を補完的に実施していくことで、市全体の公共交通網の整備というのは進むのではないかと考えているところでございます。

そして最後、福祉有償運送については、ドライバーの確保というのが一つのテーマでございますので、これは引き続き事業は実施しながら、その支援策についても検討を進めていくということ、それと、スクールバスについても、一般乗客さんとの混乗化というところでも計画に盛り込んでいるところでございます。

雑駁でございましたが、以上、答弁とさせていただきます。

○18番（三角真弓君）

今回、うれしかったのは、免許証返納者に対するタクシー券の発行ということで予算化されております。本当にありがたいことだと思っておりますし、大きな前進ではないかと思っています。

今、課長が答弁されましたし、せんだって課長とお話をした時点で、地域に入って、地域の声を聞きながら、より具体的な政策を今後も対応していきたいということをおられました。本当に福祉有償運送に関しましては、特に今からニーズが大きくなっていくと思いますので、そういう点に関しましては、やはり地域の声をどう生かしていくのか、そこに住んでいる方の意見を聞いていく。民生委員さんだったり、今、まちづくり協議会なんかにも入っておりますということをおかれておりますけど、本当にそういったことは私たちも頼もしい限りでございまして、今のパブリックコメントの声というのは、ほんの一部でございますので、地域に入って、地域を見て、そして、本当にそこに合った交通網形成計画というのはもっと急がなくてはならないと思っております。その点をよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、自殺対策についてでございます。

八女市の国保が今回も精神疾患が一番だったということを知ったとき、やっぱり非常に残念な気がいたします。もともと福岡県の中でも自殺の数が多いということで懸念をされておりますし、そこには未遂で終わる方や、そういう自殺まではしなくても、今、世間的に注目されているのがひきこもりですね、これは非常にふえております。そういった方たちが15歳から64歳の生産年齢と言われる間の方、40代あたりが非常に多いわけですね。そういった方がいかにそういった状況を脱していくのかということが、今から本当にそういうソフト面に力を入れていっていただきたいと思っておりますので、私はこの自殺対策計画を今回議題に出しております。

特に、不登校など若者特有の現象と捉えがちだったひきこもりも、国の調査では39歳までは約54万人となっておりますけれども、これはひきこもり期間が7年以上というのが約35%だということで、国もそういう中で、その実態の調査を急いで施策に反映しなくてはならないと内閣府では言っております。特に、近いところでは佐賀県の調査では実に7割以上が40歳以上の中高年層が引きこもっているという現状が出ていると聞いております。八女市も例外ではない分もあるかなと思っております。

ひきこもりが自殺にいたりとか、そういうことのないように、これはイギリスでございますけれども、今回、孤独担当大臣というのが新設をされると発表になっております。イギリスのテリーザ・メイ首相は孤独担当大臣を新設すると発表、孤独による国家損失は年間4.9兆円にもなると試算がされております。イギリス社会で孤独に困っている人のための総合的な政策を率いるという。メイ首相は言っております。「多くの人々にとって、孤独は現代の生活の悲しい現実です。私はその現実に向かい、我々の社会や高齢者や介護者、愛する人を失った人々、そして、自分の考えや体験を話したり分かち合う相手のいない人の孤独に対して行動を起こしていきたい。孤独は人の肉体的、精神的健康を損なう」と言われております。

八女市も昨年3月、対話カフェといって精神対話士さんによる個人の心のケア、そしてまた、平成29年度では9月、12月、1月、2月と、「ほっ！と相談」という形で精神対話士の方が入っていただいて、本当にこういう駆け込み寺みたいところが欲しかった、また、きょう死のうか、あす死のうかと思って来ましたという方が現にお見えになったと伺っております。

先ほどの市長の答弁では、自殺対策は平成30年、県がそれをつくって、そして八女市がそれを担っていくと言われておりますけど、今回、私が提案したいのは、ぜひ自殺対策の中に精神対話士の方の活用ですね、それは大きく、ひきこもりを初め、不登校を初め、心のケアになっていくということを私は確信いたしております。ですから、自殺対策計画の中にこういう精神対話士の方の行動を検証されながら予算化をしていっていただきたいと思っております。

本当に職員の方たちが自分たちで改革をやっていく中で、時間外の改革、また、有給の改革、時間のとり方、いろんなことを考えていく。官と民というのは非常に違います。民であれば有給とか、また、時間外なんかもなかなか簡単にとれるものではありませんけれども、より民への感性を官として持ちながら、そういう部分の財源に少しでも充てていただきたいと思いますというのが私の考えでございます。

そういう面において、健康推進課長にお尋ねをいたします。ぜひ精神対話士の方との検証も、何回か訪問されて意見を聞いておられるかと思っておりますけれども、それをぜひ自殺対策計

画に入れ込んでいただきたいということと早く前倒しで計画をつくっていただきたいということで今回は提案したところです。よろしくお願いします。

○健康推進課長（橋爪美栄子君）

お答えいたします。

人の命は何物にもかえがたいものです。また、自殺は本人にとってもこの上ない悲劇であるだけでなく、家族や周りの人々に大きな悲しみと生活上の困難をもたらし、社会全体にとっても大きな損失でございます。

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などのさまざまな社会的要因がございます。こうした悩みが原因で心理的に追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であると言われております。自殺を防ぐためには、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関が連携して自殺対策に取り組み、支え合う社会をつくることが重要だと考えております。市といたしましては、これから出されます県の自殺対策計画を基本とし、生きる支援となるよう関係課で緊密に連携し、今後取り組んでまいりたいと考えております。

それから、メンタルケア協会の精神対話士による相談につきましては、市も後援をさせていただいております。昨年3月に3回の相談、今年度9月、12月、1月、2月に4回の相談、そして、今月3回の相談を行っていただく予定と伺っております。

また、これ以外では社会福祉協議会の傾聴ボランティアもございまして、今年度31回、延べ62名の方に活動をいただいております。

市の事業以外のそれぞれの分野で活動いただいていることに対しましては、十分承知をしているところでございます。

県の自殺対策計画が策定されましたら、これから市の関係各課で自殺対策計画に向けて取り組んでまいります。あわせて、平成29年度のこころの相談の業務の総括をメンタルケア協会、それから社会福祉協議会等でやらせていただけたらと思っております。それぞれの特性を生かした、連携を組んでやっていけるものになればと思っております。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

ぜひよろしくお願いいたします。

もう時間が来ておりますので、中国の周恩来首相のエピソードがある新聞に載っておりますので、最後にこれを読んで終わりたいと思います。

周恩来首相といえば、皆様も御存じでございますけれども、生涯、人民のために奉仕していこうという強い意思を持った方で、奥様が鄧穎超女史と言われます。周恩来首相のことを

恩来同志と言われながら、2人ともに生涯、中国国民の皆さんのために命を張って仕事をなさった方でございます。この周恩来首相は後年、もし自分が亡くなったときには、私の骨をこの中国の大地にまいて、遺灰を飛行機から散布してほしいということを奥様に伝えてあったそうです。後年、死んだ後、その誓いを貫くために遺骨を保存することはやめようと、遺骨を保存すれば廟などの建物をつくることになり、場所も労働力も必要となる、それでは人民のために奉仕することにはならない。しかし、大地にまけば肥料となり、少しでも人民の役に立つこともできる。周総理は亡くなる前、あの約束を必ず実行するんだよと奥様に伝えられたそうです。そして、それを毛沢東主席初め、党中央が聞き入れ、周恩来元総理の骨は粉にされて飛行機からまかれて、大地の中に溶け込んでいったという、このようなエピソードがございます。

私たち議員含め、また、市の職員も含め、このような精神で私たちは市民の方への奉仕を怠ってはならないということを心からお願い申し上げまして、一般質問を終わります。

○議長（川口誠二君）

18番三角真弓議員の質問を終わります。

11時25分まで休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

9番牛島孝之議員の質問を許します。

○9番（牛島孝之君）

皆さんおはようございます。傍聴者の方には早くから来ていただきまして、ありがとうございます。3点ほど通告しておりますので、御質問をしたいと思います。

まず1つ、行政区の再編に対する八女市の考えは。

これは以前から聞いております。それに基づいてアンケートをとられたようです。そのアンケートにつきまして聞いていきたいと思っております。

2番目に、市本庁舎及び支所の新築についての考えは。

これは一般質問、要するに執行部のほうから資料が出てくる前でしたので、今回、資料も出ております。それについて聞いていきたいと思っております。

3番目、八女市の教育について。

八女市の人権教育に対する考えは。ア、拉致被害者の人権について、現在どのように学校教育の場で教えているのか、アニメ「めぐみ」というのがありますが、これについて今後どう活用していかれるのか、お聞きします。

2番目、市内小中学校の通学路の危険箇所の改善要望についてどのように処理されているのか、お聞きいたします。

詳細については、質問席より随時質問していきます。執行部につきましては、市民にわかりやすい言葉で簡潔にお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

9番牛島孝之議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、行政区の再編に対する八女市の考えはというお尋ねでございますが、行政区に対するアンケートの内容をお尋ねでございます。

平成22年2月の合併から8年が経過をし、各行政区を取り巻く現状を把握するために、全行政区長を対象として行政区の運営に関するアンケートを実施いたしました。内容は別紙のとおりでございますが、質問は、役員の確保を初めとして、行事の開催や情報伝達など全部で8項目になっております。

旧市町村別の対象行政区の数でございますが、アンケート対象行政区の数は全部で185行政区です。旧市町村別の数は資料のとおりでございます。

アンケートの結果でございますが、全体として、役員の確保など選択式の質問においては地域差があらわれている部分もありますが、おおむね10年後の予測として難しくなるという回答の割合が高くなっております。また、記述式でお願いした行政区の再編については、メリットとして財源や人材の確保などを、デメリットとしてはそれぞれの地域の歴史や慣習、財産の問題などが挙げられております。

次に、アンケートの結果に基づき今後の考え方はというお尋ねでございます。

アンケート結果の全体からは、今後の人口減少や少子・高齢化を反映した各行政区の現状が読み取れます。市といたしましては、今後、行政区と意見交換を行いながら、さらなる現状の把握に努め、安定した行政区運営を図ってまいりたいと考えております。

次に、市本庁舎及び支所の新築についての考えはというお尋ねでございます。

本庁及び各支所庁舎の建築年月日、構造・面積、耐震診断結果につきましては、お配りした資料のとおりでございます。

庁舎検討委員会の立ち上げはいつごろの予定かというお尋ねでございますが、新庁舎の整備に関する検討委員会につきましては、新年度、早い段階で立ち上げたいと考えております。

次に、執行部として、現在までどのような検討がなされたのかというお尋ねでございます。

先進地を視察するとともに、先行事例の研究や安心・安全なまちづくりの観点、地域のまちづくりの観点などから、市庁舎機能のあり方などについて調査研究を進めてまいりました。その結果を踏まえ、現庁舎のさまざまな課題解決のためには新たな庁舎機能の確保が必要であると判断をし、新庁舎建設に向け、その全体スケジュール、事業の進め方、事業費や財源

等について検討をしているところでございます。

建築資金としてどのようなものを考えているのかという御質問並びに補助金として使えるものの種類、期限についてという御質問でございます。

新庁舎建設に要する経費に充当できる財源につきましては、現時点において起債では合併推進債、交付金では福岡県市町村合併特例交付金の活用を想定しており、期限はいずれも平成36年度までとなっております。

八女市の教育についてにつきましては、この後、教育長が答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○教育長（西島民生君）

9番牛島孝之議員の一般質問にお答えいたします。

八女市の教育について、八女市の人権教育に対する考えは、拉致被害者の人権について、現在どのように学校教育の場で教えているのか、アニメ「めぐみ」について今後どう活用していくのかとのお尋ねでございます。

拉致問題については、それぞれの学校で社会科の時間に学習しており、拉致被害者の人権の立場から学習を深めています。

また、アニメ「めぐみ」の活用でございますが、本年度は小学校8校、中学校1校で活用しております。

今後の活用について、来年度は人権学習指導資料の改訂を行うこととしており、有効活用できるよう研究を行ってまいります。

次に、市内小中学校の通学路の危険箇所の改善要望についてどのように処理されているのかとのお尋ねでございます。

平成27年度に設立した八女市通学路安全推進会議において八女市通学路安全プログラムを定め、通学路の安全確保に向けた取り組みを実施しています。このプログラムに基づき、緊急度、優先度を考慮しながら対策を講じております。また、今年度から前年度に実施した対策箇所について、学校から対策効果報告書を提出していただき、対策効果の検証も行ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○9番（牛島孝之君）

まず、行政区の再編に対する八女市のお考えはということでお聞きいたします。

これは平成29年度議会報告会における要望・提言等一覧です。上陽地区におきまして、2年続けまして質問が出ております。地域コミュニティに関すること、行政区の再編の動きはどのようなのか。この方は恐らく平成28年度に聞かれて、平成29年度にまた聞かれております。その中で、議会としての回答内容、行政区の再編を行っていないのは旧八女市と旧

黒木町であるが、現状は行政区に委ねられていることもあり、進展はない。行政主導でやらないと再編はできないという、ちゃんとしたこういう回答が出ております。その次に、市長の回答内容ということで、平成29年度は全行政区長を対象にアンケート調査を行い、この回答を整理して今後の基本的な方針を検討していきたいと考えていますとなっております。

一応、行政区の数をいただいております。やっていないというか、行政区の再編が行われていない、八女市が行政区としている86、旧黒木町が50、合計の136、全部の行政区が185、アンケートの対象区の中で、実際行われていないところが73.5%あります。それに基づいたアンケートを確かにとられております。このアンケートは、当然、将来生かすためのアンケートでしょうから、どう生かすつもりなのか、お聞きします。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

まず、このアンケートの目的でございますが、これは行政区の置かれている現段階の現状を把握したいということで実施したものでございます。

また、行政区の再編を実施された行政区とされていない行政区の数、その割合の問題でございますけれども、このアンケートにつきましては、例えば、今、御質問でいただいている再編につきまして、その賛否を問うような内容ではございませんので、この数を単純に合計して、どちらの意見、どちらの方針と直ちに決定するものではございません。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

だから、平成29年度の議会報告会による議会の回答、こちら側から回答しておるのは、行政主導でやらないと再編はできないという回答をしておるわけです。このアンケートの内容、「Q7. 行政区の再編について（賛成や反対ではなく、利点と欠点について考えられることをご記入ください。）」となっております。資料はいただいておりますが、この回答は何割になっていきますか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

回答率は、全185名の区長にお願いいたしまして、回答いただいたのは183でございますので、回収率という表現をいたしますと98.9%でございます。

また、行政主導で進めるべきといった御意見でございますけれども、このアンケート内で区長のほうから直接いただいた御意見の中には、再編を数で進めないでほしいでありますとか、行政主導ではなく地元主導で進めるべきという御意見もございます。

いずれにしても、やはりこういった問題は行政と行政区との信頼関係が極めて重要になってまいりと思いますので、単に行政主導ということで拙速な対応というのは極力避けてまい

りたいと、そういった所存でございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

行政主導ではなく、地元住民から声が上がってきておるという意味かと思えますけれども、それじゃ、今まで旧八女市、旧黒木町を外した他の町村においてはどのようにして現実に行われたか、御存じのところでお答えしてください。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

すべからく再編を実施された行政区については、合併前ということでございますので、当時の状況といたしましては、市町村が合併するという極めて特殊な時期にあり、やはり合併に伴ってそれぞれの合併される首長さんは失職されますし、議会の議員も同様でございます。結果的には職員も大きな削減ということでございますので、やはりその時代背景としては、かなり緊迫したというか、厳しい状況にあった。そういう中で、同じ舞台の上で行政区の再編というのとも考え、そして実践されてきたと考えております。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

要するに合併があったから拙速にしたわけでしょう、極端に言えば。まずは上陽町が合併しました。その次に2町2村合併しました。ということは、そこで何でそれなら合併だからしなくちゃいけなかったのか、今そういう声が現実には上がっておるわけです。もとのままでよかとか、そういう声を現実に聞くわけです。だから、やったものをもとに戻すことはできないだろうと。それであれば、やはりやっていない八女市と黒木町においては、行政が主導という考え、主導はできませんよと。じゃなくて、やはりそういう説明会、当然最初から、いいですよ、はい、合併しましょうという声は出てきませんよ。それでも現実に旧町村、黒木を残した町村はやっているじゃないですか。

じゃ、人口割じゃなくて、行政区、今、1区、2区、3区とかなっていますけれども、仮にその面積で割れば、とても広い面積を1人の行政区長さん、その下に旧行政区長で自治会長という名称を使っておられるところもあります。現実にそれでやっておられるわけです。ほんなこて隣の家まで行くときに私どんな車で行かにかんもんのと。失礼だけれども、旧八女市、どことは言いませんけれども、歩ける範囲もあるでしょう。だから、そういう広い範囲を受け持ったような方、人口は少ないかもしれないけれども、現実に合併してされてあるわけです。恐らく痛みを伴う合併だったろうと思います。ただ、そういうことをされているならば、やはりどこかで行政も動くべきではないのかと。このアンケートを見れば、失礼だけれども、合併しないがためのアンケートではないのかと。合併していないところが七

十何%ですよ。その七十何%の中の半分、あるいは7割あれば、50%を超えるわけですよ。民主主義ですので、半分以上は合併はしなくてもいいと恐らくなるでしょう。それについてはどう思われますか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

ただいまの御質問の中に、合併当時の再編が拙速であったという御質問でございましたが、その点については私は評価しておりませんので、お断りを申し上げておきます。

それと、御指摘いただいた一つの弊害の形として、地理的条件ということで示していただいておりますが、やはり地理的条件とともに、歴史でありますとか慣習、こういったものも重要視しなければ地域としては安定していかないだろうという見解でございますので、それと、先ほども申し上げましたように、再編している行政区の数と再編していない行政区の数は、このアンケートはそれぞれの行政区の状況を把握するために実施したものでございますので、その数自体はその結果には反映しないということでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

拙速という言葉がいけなかったのかどうかわかりませんが、確かに合併時に少なければ編入合併でしょうから、そちらのほうが合併しやすいという方法だろうと私は個人的に思っておりますので、そう言いました。

それでは、このアンケート、確かにアンケートはされました。今後はどのように――単なるアンケートをとりました、再編は余り必要じゃないという意見がどうもこれを見れば多いような感じはします。今後、再編という言葉は使わない。行政としても、自分たちからは主導ではしない。市民のほうから上がってくれば、それに対する助言、あるいは指導はするけれども、そういう考えでよろしいですか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

繰り返しますが、このアンケートについては、行政区の現状を把握する、まず手始めに始めたものでございますので、今後の扱いといたしましては、この結果をですね、打ち返しの意味もでございますので、なるべく機会をいただければ、地域の皆様のところにお持ちして、それぞれアンケートについての意見交換というのを行っていきたいと考えています。

また、アンケートの全体的な傾向でございますけれども、これまでの10年と、そして、これからの10年ということでお尋ねしているわけでございますけれども、やはりこれからの10年については、高齢化でありますとか人口減少といったところの不安感がにじんだ御回答をいただいておりますので、そういった面で、例えば、人材の確保でありますとか地域行事の

成立といったところは、一般的には再編というのも極めて有効な手段であるかと思しますので、その選択肢を消したということではございません。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

今、21校区というか、21と思いますけれども、未来づくり協議会、こういうのがあるようです。八女市でいけば、各小学校区に1つとなっております。これと将来の行政区の再編云々、近々じゃないでしょうけれども、それについては今現在どのような考えをお持ちですか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

まず、まちづくり協議会につきましては、おおむね校区単位のみとまりで、その構成としては、消防団でありますとかPTAなど、さまざまな団体に参画していただいておりますし、もちろん行政区については、その基幹的役割、中核的な役割を担っているところでございます。一方、行政区につきましては、もちろんそれぞれ地域によって、実際、機能でありますとか、やっておられることに違いはございますけれども、狭い解釈で市からお願いしている業務ということに限りますと、やはり行政区の機能としては地域行政をお願いしている行政機構の一部というものでございますので、そこで直ちにまちづくり協議会と行政区がつながるものではないという現段階での見解でございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

先ほど回答の中で、合併されていないところ、旧八女市と旧黒木町、いろいろな文化があると言われました。合併したところも文化はあるわけですよ。だから、文化があって、いろいろ違いがあるから合併ができないんじゃないかと、合併したところにも当然、地域の文化、慣習、そういうものがあつた上で、現実にしてあるわけですよ。そういう方たちから漏れ聞こえてくる声は、もとのままがよかったと。ただ、もう無理やろうけん。諦めさせちゃいかんわけですよ。自分たちもしたけれども、まだやっていない旧黒木町、旧八女市においても、ああ、役所から行って説明もありよるげなばいと、そういうことをせんと、おっどんばかり先にさせられたという気持ちが同じ市民の中に起こっちゃいかんわけですよ。

だから、そういう努力目標として、議会としてはちゃんとこの平成29年度の回答の中に、行政主導でやらないと再編はできないという回答をしているわけですよ。執行部としては、市長の回答内容として、平成29年度はとりあえず行政区長を対象にアンケート調査を行いますと。この回答を整理して、今後の基本的な方針を検討していきたいと考えていますと。ぜひその中に、合併をされた、これは痛みを伴う合併ですよ。そこにも地域の慣習、文化はあ

るわけですよ。何かさっきは今から再編といているところにしかないように聞こえましたけれども、それはとり方でしょうけれども、そういう方の気持ちを考えれば、人数的には少ないかもしれないけれども、やはり行政としてこういう努力をしていくと、そういう目標がなからにやいかんでしょう。それは今後考えてください。回答は要りません。

次に、市本庁舎及び支所の新築についてということで、いただいております資料で耐震構造云々かんぬんと書いてあります。耐震がされていない支所があります。なぜされなかったのか、お聞きします。

○総務課長（馬場 解君）

お答えいたします。

耐震ということでございますけれども、耐震診断ということによろしいでしょうか。

この中では、星野支所が耐震診断がなされておられません。合併の前後を含めまして、なぜ耐震診断をしていないかということでございますけれども、この理由につきましては、はっきりと把握をしていないところでございます。

ただ、最近では熊本地震の後に支所との間で耐震診断をしたらどうかという話もございましたけれども、ちょうどそのときに公共施設等総合管理計画の策定が進んでおりましたので、そういったこともございまして立ち消えになったという経過はあるということでございます。

○9番（牛島孝之君）

これは議案第36号資料として出ています。この中に「平成17年度に改正された建築物の耐震改修の促進に関する法律では、一定の建築物についての耐震診断の実施とその報告が義務付けられている」と書いてありますが、総務課長、御存じでしょうか。

○総務課長（馬場 解君）

お答えいたします。

耐震改修促進法が、最近では平成17年と平成25年に改正をされております。その中で、一定、耐震診断の義務化というものがうたわれております。具体的に申し上げますと、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なものなど、それから、都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物というものが上げられております。この中で、2番目に申し上げました都道府県が指定する庁舎というのがございまして、福岡県が定めております建築物耐震改修促進計画、その中に八女市の本庁舎の南庁舎、こちらのほうが上げられておりますので、その部分については義務化をされていると捉えております。

○9番（牛島孝之君）

それでは、今言われた星野支所だけが耐震診断をやっていないと。やれなかったんですか、やらなかったんですか。実際やれたわけでしょう。確かに6年前に九州北部豪雨災害があり

ました。星野もずたずたにやられております。笠原もやられております。確かにそれはそれであったでしょう。ただし、それはそれという言い方はいけませんけれども、それは粛々とやらにゃいかんけれども、こういうことこそ、やっぱりもう終わっておかにゃいかんわけでしょう。今後どうされますか。今、未実施ですけれども。当然ここで聞いたことによっては失礼ですけれども、される方向で行くとでしょう。どうですか、答えられませんか、答えられますか。

○総務課長（馬場 解君）

お答えいたします。

先ほど申しました公共施設等総合管理計画、昨年3月に策定をいたされました。その中で、本庁ですとか各支所の庁舎、そういったものの方針もうたわれております。この方針に基づきまして、今後、個別の施設類型ごとに長寿命化ですとか施設の再配置計画等といった具体的な取り組みを実践するための個別計画を策定することになりますので、そうした中で、星野支所の耐震診断についても検討したいと考えております。

○9番（牛島孝之君）

この八女市公共施設等総合管理計画、確かにこの中に書いてあります。主な施設として、行政窓口、本庁舎、各支所庁舎と。この中で、「老朽化比率が70%を超え、耐震性に懸念がある本庁南庁舎は建替え等を検討します。同様の懸念がある上陽、星野支所についても利用者の意見を徴しながら大規模改修又は建替等を検討します」、ここまでは書いてあるわけですよ。ところが、耐震はしていませんよ。昭和56年に建築基準法が変わって、当然、築年数からいって耐震性はないわけですよ、昭和49年ですので。当然わかっておることですけども、ここに書いてあるのは利用者の意見を徴しながらと、聞きながらと。ただし、検討しますですよ。建築基準法からいっても、耐震診断は恐らく無理でしょう。それならば、早くすべきではないでしょうかということ、なるべく早急にですね、こういう計画も出ていますので、その中に入れるということじゃなくて、早目にしていただかないと、そこで働く職員も、あるいはお見えになる旧星野村民、あるいは市民の方も不安がられるというわけじゃないけれども、やはりきちっとそこら辺は行政の役目としてしなくちゃいけないんじゃないかと。

この中で、その次です。「行政窓口機能施設は、旧市町村ごとに1箇所配置していますが、他の施設と同様に最適化を検討します」という文言が入っております。

これは市長にお聞きしますけれども、将来構想ですけれども、新庁舎が仮にでき上がったときに、どこかが出張所になるとか、あるいはなくなるとかいうことは絶対ありませんよね。（「質問をもう一回言ってください」と呼ぶ者あり）

要するに本庁舎、当然、新築ということで提案してありますので、まだ検討の段階ですけ

れども、総合管理計画の統合や廃止の推進方針についてという中で、「行政窓口機能施設は、旧市町村ごとに1箇所配置していますが、他の施設と同様に最適化を検討します」というのが、これは場所的なものとか、先ほど聞きました建てかえの問題とか、そういう問題を含めて書いてあるわけですよ、当然。と思いますけど、見解はいかがでしょうか。

○市長（三田村統之君）

現時点では、将来の行政システムのあり方については、もちろん行政の窓口を含めてですが、十分詳細にわたって検討しているわけじゃございませんが、現時点では、本庁、各支所ともに行政の窓口として残していくと私は考えております。やはり地域の、特に過疎化、それからまた高齢化、子どもたちが非常に減少している中で、地域の疲弊というのを何とか食い止めなきゃならない。そういう場合にやはり頼りになるのは、近くにある行政棟であろうと考えておまして、特に人口の少ない旧八女市から距離的に非常に遠い地域については、なおさらそのことはしっかり考えていかないといけないんじゃないかと思っております。

○議長（川口誠二君）

お諮りいたします。このまま牛島孝之議員の質問を続けたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

異議なしと認めます。

○9番（牛島孝之君）

次に、市長のほうから執行部においても、行政の内部においても、一応そういう検討はしたと。これは12月の全員協議会において、その当時、中園市長職務代理者からも検討をしていますという回答がございました。

それで、お聞きしますけれども、具体的にどうかわかりませんが、その検討の中に、場所的なもの、要するに今の場所で、以前から何人かの同僚議員も聞いておりますけれども、おりなす八女の駐車場が足りない。台数だけは足りておるわけですよ、駐車場は幾つもありますので。ただ、そういったときに、あそこのもとのトライアルですかね、あそこ前の駐車場は民間に売却ですので、福島保育所跡を駐車場にされていますけれども、やはりその場合に、当然その検討の中で庁舎の場所的なもの、そういうことも含めたところで検討はされるわけですよ。いかがでしょうか、御回答をお願いします。

○市長（三田村統之君）

議員御承知だと思いますが、行政に関係する手続等で、どうしても本所に出向いてこなければならぬという問題も実はございます。同時にまた、今、議員おっしゃるように、おりなす八女がイベントをするときは、とてもじゃないけれども、駐車場が足りないという状況

にあると思います。

したがって、今回の行政棟については、合理的に市民の皆さんが有効に活用できるということを、そして、行政運営が円滑に進んでいくことを前提にした建物であって、しかも、なおかつ駐車場をある程度確保することを考えていかないと、こういう機会でない、なかなか駐車場だけ、例えば、100台分、200台分確保しようなんていったって簡単にいくものではない、それだけの資金も必要でありますので、その点は議員おっしゃるように、駐車場も含めて場所については総合的に十分考えなきゃいかんだろうと思っております。

○9番（牛島孝之君）

これは2月28日、議会初日の西日本新聞の筑後版、この中に「八女市新庁舎建設へ」と書いてあります。現在の本庁舎南側云々と書いてありまして、新庁舎の建設に向けた基本計画策定費22,840千円を盛り込んだとなっております。これはさっき言われました場所的なもの、市民の利用、どういう利用がいいのか。当然、今は車社会ですので、やはり十分に駐車場を確保するという必要もありましようから、これはこれでいいと思いますけれども、次に聞いております資金、どういうものが使えるのか。先ほど同僚議員の中でも基金という話がありました。資料をいただいております基金、積立基金で現金等ですね、これが22,138,552千円、債権として393,260千円、合計の22,531,812千円、非常に基金が多いように見えますけれども、当然これは目的の基金が全て書いてあります。自由に使えるという金は、現在、基金として幾らぐらいありますか。

○企画財政課長（石井稔郎君）

お答えいたします。

財源というお尋ねだろうと思っております。財源といたしましてですけど、基金もありますが、その前に、まず合併推進債という有利な起債がございまして、合併した団体につきましては合併推進債という起債、これは90%が充当で、元利償還金の40%相当額が交付税に算入されるといった有利な起債がございまして、これが平成36年度までの期限。あわせて、県の市町村合併支援特例交付金、これが平成36年度まで270,000千円ほどございまして、これを有効に活用していきたいと思っておりますが、起債にしても充当率が90%ですので、残り10%は財源を充てなくてはなりません。そのためにということになります。お尋ねになった基金、全体で221億円ございまして、公共施設整備基金というのがございまして、これが現在、平成28年度末では61億円ほどございまして、ただし、この基金につきましても、全部が全部、庁舎建設に充てるわけにはいきません。道路や河川の改良事業だとか、今後見込まれるような普通建設事業にも当然充当していかなくてはならない財源でございまして、この中から、先ほど申しました合併推進債という起債、それとこの基金というものを組み合わせながら、なるべく一般財源の持ち出しが少なくなるものと考えていきたいと思っております。

す。

○9番（牛島孝之君）

この新聞記事を見ますと「八女市新庁舎建設」、要するにこれだけ見ると本庁舎のみではないかと普通に思うわけですね。先ほど言いました上陽、南側については昭和35年と。これについても、この新聞記事を見れば本庁舎だけの新築なのかなと普通思うわけですね。当然、上陽については57年たっていると。58年目ですけれども、当然そこまで含めたような庁舎という意味の新庁舎でしょう。本庁舎だけじゃなくて、年数もたっているよと。57年からたっていますから。これについても、なぜかという、ちょうど今、北川内小学校が壊れました。そういう時期でもありますので、そういう計画は市長としてはお考えはあるでしょうか。

○市長（三田村統之君）

議員おっしゃる新聞記事の内容の件でございますけれども、これは予算措置をしましたので、建築をする、全面改修するという最終決定、それで記事になっているものと思っております。じゃ、ほかの支所は、今おっしゃったように、上陽支所とかまだございますけれども、それは今のところ、どうする、いつする、こういうことはまだ検討の段階ではありませんで、まず本庁舎の、これは先ほど課長が説明申し上げましたように、財源、特に八女市の場合には非常に財源的には恵まれている。合併特例債（同ページ後段で訂正）、40%交付税で返ってくる、あるいは合併特例交付金、県から2億数千万円返ってくる。しかし、過疎地域を持っているからできるわけで、そうでないところは、これは本当に自主財源でやらなきゃならない。丸々返さなければならぬ借入金でやらなきゃならないという問題が実はございまして、そういう面で私ども八女市の新庁舎は財源的にはどちらかという、財政面では比較的建築しやすいんじゃないかと、そう思いまして、今回、議会で予算措置をしたわけでございます。

だから、上陽をどうするか、ほかの支所をどうするか、あるいはまたほかの公共的な老朽施設をどうするかということについては、これから考えていかなきゃならない。将来のために、まず非常に重要な新庁舎を建設することに全力を挙げなきゃならないと、そう思っております。

済みません、先ほど合併特例債と申しましたけれども、合併推進債でございますので、お呼びして訂正をさせていただきます。（同ページ前段を訂正）

○9番（牛島孝之君）

確かに新聞記事に載っておるのは新庁舎ということで、市長答弁も本庁舎ということでありましたけれども、やはり昭和35年というのは古い建物ですので、できればぜひ一緒に考えてもらうことも今後できると思いますので、よろしく願いいたします。

次に、八女市の人権教育についてということでお聞きいたします。

資料いただいております、この「めぐみ」というのは、皆さんタブレットで見てくださいと、カラーで出ますので、ぜひ見ていただきたいと思います。

この「めぐみ」というアニメのビデオですけれども、これが2008年3月制作になっております。これは文部科学省のホームページですけれども、その中に、これまでの活用状況として、「全国の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び高等専門学校への配付（約40,000校）」となっております。八女市にはいつ来たのか、あるいはどういう配布をされたのか。各小学校、中学校に今現在配布してあると思います。いつの時期だったのか、まずお聞きします。

○人権・同和教育課長（橋本秀樹君）

御説明いたします。

文章では平成26年1月に県の人権・同和教育課のほうから送られてきておりまして、その翌日の日付で各小中学校のほうに配布させていただいている記録が残っております。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

制作は2008年3月となっておりますけど、現実に八女市に来たのは平成26年と。先ほど教育長の答弁の中で、小学校8校、中学校1校となっております。小学校は何校なのか、中学校は全て何校なのか。傍聴人もおられますので、この場でちょっとお願いいたします。八女市に小学校、中学校が何校あるのか、あるいは義務教育学校を含めてですね。お願いします。

○学校教育課長（藤木春美君）

お答えいたします。

義務教育学校も含めたところでお答えいたします。小学校で15校、中学校で10校となっております。

以上です。

○9番（牛島孝之君）

現在、小学校8校、中学校1校で利用したと回答いただきました。今後は有効活用できるように研究していくと答弁がありましたけれども、これは有効活用じゃなくて、ぜひ教育長の言葉で、各小中学校でまだしていないところはぜひするという言葉は出ませんか、いかがですか。

○教育長（西島民生君）

お答えいたします。

このアニメ「めぐみ」につきましては、議員御指摘のように、政府が作成して配布したものでございます。これについては、小学校、中学校、場合によっては高等学校等の活用を願って配布したものと思っておりますけれども、私、少し気になっているのは、正直申し上げ

げまして、小学校は使いやすいのかなと、6年生等、アニメで。中学校で活用が少ないのはどうしてかなと、ちょっとそこら辺は調査研究する必要があるのかなと思いますけれども、政府、あるいは文部科学省としては使ってほしいという願いを持っているわけですので、できるだけその方向に行くように指導をしていきたいと思えます。

○9番（牛島孝之君）

中学校で1校しかないの、なかなかという言葉もいただきましたけれども、じゃ、現場のほうから、利用していない中学校から使わないことに対する理由は上がってきていないわけでしょう。ということは、この日本人拉致問題、これについては、当然、国による犯罪であることは教育長も認識はされてありますよね。回答をお願いします。

○教育長（西島民生君）

お答えいたします。

今、議員御指摘のとおり、北朝鮮による犯罪であると認識をしております。

○9番（牛島孝之君）

それでは、このアニメを教育長並びに教育次長、学校教育課長、あるいは人権・同和教育課長あたりは見られましたか、回答をお願いします。

○教育長（西島民生君）

お答えいたします。

今、御指名いただきました4人は全員見ております。

○9番（牛島孝之君）

これはダウンロードして持ってきましたけれども、「愛する人を必ず救い出す！」ということで、毎年12月10日から16日、北朝鮮人権侵害問題啓発週間と。できればこの期間にビデオの指導を各小中学校で行うと。時間的には25分ほどですので、時間がないという答えをされれば困りますけれども、12月というと年末ですので、今年度は終わっていますけれども、それ以外で、必ずこれにシなくちゃいけないというのではなくて、やはりこういう問題は、もう41年目ですよ、めぐみちゃんが拉致されて。八女市でも横田滋さん御夫婦が来られました。私も行きましたけれども、ほぼ満席以上でした。

関連で聞いていいのかどうか、議長がどう判断されるのかわかりませんが、横田滋さん、早紀江さん夫婦が来られたときは本当に満員でした。その前に、筑後のサザンクス筑後において津川雅彦さんの講演がありました。そのときに八女市教育委員会はなぜか後援をしてありませんでした。俗に言う何かに配慮されたのか。当然、教育委員会等々で、私も何度か教育委員会を傍聴しましたがけれども、執行部なりから後援の依頼があっていますよということで、各教育委員会、その当時は最高責任者は教育委員長だったかもしれませんけれども、いろいろな意見が出て、最終的に後援はしないという結論になっているわけですよね。

今現在、もう終わったことですのでけれども、あれが今、ひょっとしておりなす八女でやる時には、仮の問題に答えられるか、答えられないなら答えなくても結構ですけれども、いかがでしょうか、後援をしなかった理由というのは言いにくいでしょうけれども、個人的にどうということですかということとは聞きましたけれども、やはりこういう風化させちゃいけないということで津川雅彦さんもサザンクス筑後に来られまして、横田滋さん、横田早紀江さん夫婦もおりなす八女で行われました。やっぱり風化が一番いかんわけですよ、時間がたつことが。国民一人一人がこういうことはいけないよということを継続していかなきゃいけない。もう41年目ですよ。今の教育長の考えとして、あのときはこうだったけれども、今はどうなのか、言えるものならお願いいたします。

○教育長（西島民生君）

お答えいたしたいと思います。

今、議員から御指摘のように、いろんな事業を後援してくれということで申請があった場合に、教育委員会は定例会議の中で協議事項として審議をいたします。後援するのকাশないのかということで協議して、決定して通知するわけでございます。御指摘の、行われたのが平成25年でしたかね。そのときに後援しなかったわけですけれども、そのやりとりにつきましては、申請があった団体がどうのこうの、あるいは講演の中身がどうのこうのを論議するよりも、むしろ後援申請のあった団体と180度違うような団体等のことが想定されまして、そのほうからのいろんな後援申請等があった場合に非常に困るということ等がありまして、そのときは後援しないという結論に達したわけでございます。

ただ、もう一つ今の段階で思うのは、八女市と八女市教育委員会とで見解が違っていたというのも非常に私としてはまずかったかなと思っております。やっぱり連携をしてすべきじゃなかったかということは反省として持っております。

そういうことを考えますと、主義主張の問題もあるかもしれませんが、その内容を考えていく、その内容でどうするかということを考えることも必要なことは思っております。したがって、仮の御質問でございますが、今の段階でこういう事業をすることになって、今の段階でどうするのかというお尋ねでございますけれども、これは後援をする方向で協議をしていきたいと。あくまでも教育委員会の協議事項ですので、私の単独ではいけませんけれども、そういう意識を持っております。

○9番（牛島孝之君）

必ずしも八女市と教育委員会が一致しなければいけないと、必ずしもそういうことはないと思います。教育の独立というのはやはり必要だろうから、違っていいわけですよ。ただ、事こういう問題に関しては、超党派といいますか、そういうのを抜きにして、国家による犯罪ですので、小学校8校、中学校1校ですけれども、ぜひ時間があれば子どもたちに、

やっぱりこういうことはいけないことなんだよ、あなたたちと同じ年代の13歳の子どもが拉致されたわけですよ、やっぱりちゃんと教えましょう。お願いします。

次に、通学路危険箇所改善要望件数と内容についてということで、件数と内容は上がってきております。当然、一致しております。一致しておりますけれども、この中で、要するに通学路の改良といえば、拡幅とか、あるいは横断歩道の設置とか、きのうもちょっと言われました。ここに横断歩道があるといいばってんということでは言われました。それは稲富の法務局からローソンに向かう、法務局からすぐの交差点があります。なぜかというと、稲富の住宅が非常にふえてきたわけですよ。福島小学校の校長とちょうどお会いしました。子どもたちの見守りで、ランニングしてありました。上妻小学校に教頭、校長でおられましたので、ちょっと立ち話した中で、PTA、あるいは学校として出しましたと。当然、学校教育課を通じてだと思えますけれども、横断歩道の設置ができないかということでは言いました。確かに住宅がどんどんふえてきたわけですよ、稲富のあそこら辺は。当然、今、道路も広い道路ができています。そしたら、恐らくまた住宅もふえるでしょう。やっぱり校長としては、もういっちょ向こうの交差点のところに横断歩道があるから、そっちを通りなさいとしか言えなかったということではありますけれども、見ていますと、やっぱり横断歩道はないけれども通ります。結構あの道路は速度を上げて飛ばすんですよ、ローソンのほうから曲がってくると。恐らくそういうのが書類としては上がっていると思えますので、警察との兼ね合いもありましょうけれども、ぜひお願いしたいと思えます。

実際、道路拡幅とか整備、それを学校側から、あるいはPTAも一緒に要望があっております。この中に道路の拡張が3件ありますけど、これは要望は出ていますけど、まだ終わっていないわけでしょう。3件として件数として出ている以上は、まだ終わっていないから3件と上がっておると思えますが、いかがでしょうか。

○建設課長（山口英二君）

お答えいたします。

今の資料でお手元にある数字につきましては、平成29年度の要望箇所だと思えますが、平成29年度に出された要望につきましては、建設課側の関係で、一応16カ所ございます。そのうちに現在終わった分が3カ所、今年度から対応している分が3カ所、平成30年度以降の対応が8カ所、ちょっと内容的に対応ができない箇所が2カ所ございますけれども、改良等の箇所につきましては、要望が出されてすぐできる路線とできない路線がございますので、基本的には地元の区長さんとの調整なり地権者の方との調整等も必要になりますので、今おっしゃられている3カ所の拡幅等については、現在まだ終わっていないということで認識をいたしております。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

平成29年度はわかりましたけれども、平成29年以前から懸案の件数、そういうものはわかりますか。

○建設課長（山口英二君）

お答えいたします。

平成28年度の要望箇所につきましては、建設課の関係が30件ございました。平成28年度中に対応できた箇所が13カ所、今年度対応しております箇所が9カ所、今年度を含めて以降が6カ所、それと内容的に対応できない箇所が2カ所ございました。

以上、申し上げましたように、30カ所のうちの21カ所については今年度末で完了をする予定でございます。

○9番（牛島孝之君）

この改善要望の主な内容の中には入っていませんけれども、以前、質問で聞いたことがありますけれども、矢部線道路、非常に暗いところがあるわけですよ。県道交差点には非常に明るい街灯がついております。市道の交差点にはついておりません。具体的にどこと言いますとあれですけど、フジキ工芸産業さんのところ、あそこを過ぎると暗いんですよ。両方段差があります。少し傾いていますので、歩道もバリアフリーの歩道じゃないとですよ。今はそうないけれども、夏場、やっぱり高校生あたりが、特に女子高生、中学生あたりがクラブ活動を終わって自転車で通るわけですね。今のところ何もあっていませんけど。そういう街灯の要望はあったのかどうかわかりませんが、そういう街灯の設置1件となっておりますけれども、以前も質問はしたことがあります。そういうところもぜひ現場を見てくれというと、夜ですので、さっきの残業云々に関係するといけませんけれども、ぜひ現状を見ていただいて、本当に暗いです。歩いていて、逆に自転車で向こうから来るのが見えないんですよ。こっちは懐中電灯を持っているから、向こうはわかるかもしれませんが、そういう箇所も現実にあるし、歩道も狭いんですよ。そういうところも市長に前お聞きしたときは、農家の方が街灯をつけると虫が来ると。確かにそういうこともあるでしょう。ただ、虫も全部、稲も食べんけんですね、やっぱりそこんにきをもう少し街灯、この要望の中に入っておるかどうかわかりませんが、現実を見ていただいて、そういう要望を必要であれば学校を通じて出しますので、ぜひ検討をお願いいたします。答えは結構です。

以上をもって質問を終わります。

○議長（川口誠二君）

9番牛島孝之議員の質問を終わります。

午後1時30分まで休憩します。

午後0時30分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

3番田中栄一議員の質問を許します。

○3番（田中栄一君）

皆さんこんにちは。3番田中栄一でございます。傍聴においでいただいております方に感謝を申し上げたいと思います。また、三田村市長におかれましては、市民のトップリーダーとして健康に留意されまして、今後も市政の推進に御尽力いただきますようによろしくお願いしておきます。

私は今回、財政調整基金等の現在高に対する考え方についてお尋ねいたしますけれども、この質問は、昨年6月定例会におきまして森議員からも質問されましたし、先ほど午前中は三角議員からも財政問題に絡めて基金の問題についてもお尋ねがございました。内容について重複する点が多いと思いますけれども、それだけ財政調整基金の現在高について関心があるということでございますので、御理解をお願いしておきます。

平成29年第7回の経済財政諮問会議が昨年5月に開催されましたが、その席上、民間議員から自治体の基金積み立ての残高の増加が顕著であり、新たな埋蔵金と言われかねない状況ではないか。顕著に増加している自治体については、実態と背景を分析し、自治体が説明責任を果たすように促すとともに、国、地方を通じた地方財政計画への反映等の改善方策を講じるべきではないかとの発言がございました。また、別の民間議員からも、自治体の基金積立残高が21兆円にも達しているのは、地方では使いきれない財源が積み上がっているからではないか。自治体が納税者の理解を得られる説明責任を果たすことが必要であり、徹底した実態把握、説明責任を果たす仕組みづくりを構築すべきである。また、平成30年度の財政健全化目標の中間評価に向けては、地方財政計画そのものの検証が必要であると発言されております。これに対し、当時の高市総務大臣からは財政調整基金等の積み立ての状況分析などに取り組んでいくとして、基金残高の増加については、一部抽出団体の傾向では、人口減少等による税収の減収に備えた財源の確保、それから社会保障費について、将来を見通す困難性、公共施設の老朽化対策等に今後見込まれる財政需要への対処、合併団体の合併算定替え終了に伴う交付税の減少を念頭に置いて財政支出の節減に努めながら、それぞれの団体の判断で基金の積み立てを行っており、個別団体ごとに詳細な状況を把握する必要があり、どのような考え方で基金の積み立てを行っているのか、調査分析を行うと答弁されております。

このことについては、昨年6月議会での答弁で、企画財政課長も触れられておりますけれども、この経済財政諮問会議のやりとりを受けて、総務省では地方財政状況調査とあわせて地方公共団体の基金の積み立て状況等に関する調査も実施され、結果については11月に公表

されています。今回は、こういった国の動向を踏まえた中で、積立金現在高が高水準となっている現状をどう考えているのか、また麻生財務大臣の基金を使わず、ただためている、有効に使われているのか見えないという発言の真意は、自治体が基金を活用すれば交付税は減らせるという財務省の思惑が透けて見えます。この点については全国市長会でも協議がなされていると思いますが、八女市としてどう受けとめているのか、お尋ねいたします。

さらに、経済財政諮問会議で、民間議員から要求のあっている理由と水準を自治体みずから公表すべきとの意見に対して、納税者の理解を得るためにも適正規模について検討すべきと思われるが、その点の考え方についてもお尋ねします。

最後に、適正規模については、従前から標準財政規模の10%から20%程度という暗黙の水準がありますけれども、この水準の正当性は別としても、ただ基金を積み立てておくのではなく、余剰金を生きた資産として利活用すべきと考えます。この点についてもお尋ねをいたします。

あとは質問席より順次質問いたしますので、執行部におかれましては簡潔明瞭に答弁いただきますようよろしくお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

3番田中栄一議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、財政調整基金等の現在高に対する考え方でございます。

標準財政規模に対して財政調整基金積立金現在高が高水準（59.97%）となっている現状をどう考えているのかというお尋ねでございます。

財政調整基金は市町村合併以降、普通交付税の合併算定替えの優遇措置分をその逓減が始まる時期に備えて積み立てたもので、また、災害時の費用に備えて積み立てたもので、現在は高水準となっておりますが、今後、大幅な取り崩しが見込まれますので、現在の残高は必要なものと思われまます。

次に、経済財政諮問会議では、地方財政の効率化が議論され、財務省からは基金の残高増加を理由に、交付税、交付金の削減が求められている。これをどう受けとめているかということでございます。基金の残高が増加していたのは、市町村合併により交付税の特例措置分を積み立てたものであり、その措置が終了する時期に備えていたためです。現在は普通交付税の合併算定逓減により残高は減少しています。財務省から基金の残高増加を理由に、交付税、交付金の削減が求められていることに対して、行われぬよう働きかけを行う必要があると考えております。

次に、今後、将来の財政需要を把握し財政調整基金をどれくらいの水準で積み立てておくべきか、適正規模について検討すべきと思うというお尋ねでございます。

今後、普通交付税の合併算定逓減の額、災害時の必要な額を積み立てておくことで考えて

おります。

次に、財政調整基金の適正規模を標準財政規模の10%目安とした場合、その余剰分を投資的経費の財源として利活用すべきと考えるが、特定目的基金（庁舎建設、し尿処理場建設等）の創設と組み替えや単独事業費の財源などがあると思います。現在の行政サービス低下を招かないよう、交付税減額の補填として、また災害時の財源として、一定の財政調整基金の現在高は維持していく必要があると思います。今後控えている投資的経費に対する財源については、別途、計画的に確保してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○3番（田中栄一君）

まず、標準財政規模に対して財政調整基金積立金現在高が高水準となっている現状をどう考えているかということについての質問でございます。

過去5年間の八女市の決算状況を見ますと、財政調整基金、それから減債基金、特定目的基金の合計額が、平成26年度以降は200億円を超えて、平成28年度末では21,887,000千円ということで大変大きな金額となっております。基金現在高の額だけを見れば、福岡市に次いで県内でも上位となっておりますけれども、福岡市の場合は、平成28年度基金現在高326億円に対して標準財政規模3,604億円ですから、率では9%程度ということになっております。八女市の場合は、平成28年度末基金現在高21,887,000千円に対して、標準財政規模は20,309,000千円ですから、率では107%、それから財政調整基金だけでも12,179,000千円ですから、先ほど申されました59%と、いかに八女市の基金現在高というものが突出して大きいか、おわかりだと思っております。こういったことが先ほど述べました経済財政諮問会議で問題になっているわけです。

今後、大幅な取り崩しもあるから、これについては、ちょっと今の現状でということなんですけれども、再度お尋ねしておきます。今現在、平成28年度決算での基金現在高というのが実際的にこれだけの率があるということに対しまして、どう考えておられるのかというのを再度、課長お願いします。

○企画財政課長（石井稔郎君）

お答えいたします。

今ありましたように、平成28年度末で財政調整基金現在高12,179,000千円ほどございます。確かに標準財政規模に対しまして現在高が高水準だという、60%近くなっている現状については認識をしております。ここまで積んできた経過については議員御承知でしょうが、再度申し上げますと、これまで合併をして、その後、合併の算定替えがございましたけれども、これが平成32年度までに加算額が減っていくということになりますので、それを見越した上での財政運営のためにも積み増しをしておくといった結果であると思っております。

それで、今後の見込みは、これについては、確実に減ってくると思います。午前中に議員の質問にお答えいたしたときにも同じようなことをお答えしたかと思いますが、現在、121億円ということがありますが、平成30年度では17億円ほど繰り入れをやってまいりました。あわせて合併算定替えの部分まで、それに繰り入れをするならば、おおよそ毎年20億円ほどの繰り入れが必要になってくるかとなりますと、財政調整基金も20、40、60と減ってくるわけでありまして、現在、シミュレーションとして、今つかんでいるものとしては、平成32年度交付税の合併算定替えが終了するまでには約60億円減ると。ですので、今、121億円ありますが、約半減して60億円程度になるのではないかなと危惧をしておるところであります。しかしながら、必要な行政サービスについては継続しておかなければならないし、必要な公共事業につきましても、それは当然やっていかななくてはなりませんので、その分については、財政調整基金というか、公共施設であるならば公共施設整備基金のほうに積んでいくとか、あるいはその後の起債の償還に係る部分については減債基金で積んでいくと。そういったやりくりをしながら、市民生活に極力支障を来さないように、この財政運営についてはやっていきたいと思っておるところでございます。

○3番（田中栄一君）

一本算定になるのが平成32年度からということで理解しておりますけれども、現在まで算定替えの分と一本算定の分を、端的に言えば差額を積み立ててきて、将来に備えておったと理解をしております。それはそれでいいんですけれども、次に、財政調整基金の条例を見ますと、100分の10ですね、これを積み立てるということになっておるんですが、地方財政法では決算剰余金の2分の1を超える額を積み立てるとなっております。その中で、八女市の場合は100分の10ですから、その分で積み立ててこられたということで、大変これだけ積み立てられたというのは、財政当局が非常に頑張ってきているということで敬意を表しておきたいと思っておりますけれども、ほとんどの自治体では、地方財政法に準拠した基金条例となっておると思うんですね。実際に八女市は合併前の基金条例がそのまま生かされて、昭和39年だったかと思っておりますけれども、施行されてきておりますけれども、実際、大変古い話で恐縮なんですけど、地方財政法と条例と余りにも乖離しておるんじゃないかという思いもしております。この100分の10に至ったいきさつ等がわかれば、どういうことでこういう案分になったのかというのがちょっと気になっておりますので、そこら辺お答えいただければお願いしたいと思います。

○企画振興部長（井手勇一君）

お答えいたします。

八女市財政調整基金条例では、確かに100分の10を積み立てるということになっております。私が財政担当になったときには、もうこの条例ができておりましたので、このいきさつ

については存じておりませんが、確かに議員がおっしゃるとおり、地方財政法では2分の1を下らない金額を翌々年度までに積み立てるということになっております。基本的にはこの方針において、決算余剰金が多い場合には2分の1を積み立ててきたという経過がございますが、平成28年度決算におきましては、八女市財政調整基金条例に基づきまして2億円を積み立ていたしまして、さらに翌々年度までに基金に積み立てるということで地方財政法に定めてございますので、今年度の3月補正予算において減債基金のほうに積み立てるようにしておるところでございます。

以上でございます。

○3番（田中栄一君）

次に、先ほどから申し上げております、平成28年度末での基金現在高が21,887,000千円もあるわけでございますけれども、この管理運用についてお尋ねをしておきたいと思っております。

普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金は、政令の定めるところにより最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならないということで地方自治法に規定されておりますし、地方財政法では、積立金は銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債権、その他の証券の借入れ等の確実な方法によってこれを運用しなければならないということになっております。これだけの金額でございますので、その運用いかんによっては果実に大変大きな差が出てくると思うんですよ。

そこで、八女市ではどのように積立金を運用されておるのか、またその運用の決定に当たっての、どういった組織で議論をなされておるのか、そこら辺についてお尋ねをしておきます。

○企画財政課長（石井稔郎君）

お答えいたします。

資金管理運用につきましては、八女市資金管理運用委員会という組織がございます。資金管理運用委員会の設置要綱に基づきまして、これは効率的な資金運用を図るために設置をしたものであって、この委員会においては管理運用方策の検討などを行っています。資金管理運用基準というのがございます。この資金管理運用基準には幾つか項目がありまして、資金管理については、安全性を確保した上で効率的な資金管理を行うこと。それから、普通の資金については、歳計現金、歳入歳出外現金、基金及び一時借入金とするということ。それから債権運用を行う場合は八女市債権運用指針によるということ、八女市の債権運用指針につきましては、債権運用は確実的・効率的な運用を行う。それから、運用する債権については国債、政府保証債、地方債など、元本の償還及び利息の支払いが確実な債権とするといった基準及び指針に基づきまして運用を行いまして、現在は約29億円の国債、地方債などを所有しておりますが、その他は定期預金等での運用をしておるということでございます。

以上でございます。

○3番（田中栄一君）

今、運用の状況は国債、地方債は29億円程度ということなのですが、当然、実際予算を執行していくに当たって、繰り入れなんかも必要なときもあるでしょうし、そういう中でやられていると思うんですけども、200億円のうちに29億円、ちょっと私としては運用の分が、これが実際的には財政調整基金としての水準になってくるのかな。もうちょっと多いのかもしれないんですけども、そういう中で、このほかは預金ということなのですが、現在の預金はちょっと余りにも金利が低過ぎて、もっとこの運用について工夫されたほうがいいんじゃないかなと思います。あと、実質的に運用委員会の事務局はここでやられているんですかね。あと会計のほうでこの分の資金の管理というか、そういう部分をやられるのかなと思います。こちら、国債、地方債の運用関係について、もうちょっと利用できないのかなという思いがするんですけども、短期、長期があると思うんですが、特に短期関係でそこら辺についてどうされているのか、お尋ねいたします。

○会計課長（葉山多恵子君）

お答えいたします。

先ほど企画財政課長のほうからも申しあげましたように、基金は全体的に、これは済みません、12月末現在ですけれども、約200億円ほどあります。そのうち財政調整基金と公共施設整備基金が主なものでございます。ただ、財政調整基金につきましては、議員御存じのとおり、歳計現金が不足した場合の運用という形がすごく大きなものがあります。平成28年度で約41億円の運用をさせていただいております。また、平成29年度におきましても約5,690,000千円ほどの運用が必要になってきております。その面に関しましても、財政調整基金については国債、地方債といったような債権運用というのがなかなかできない部分は御理解をお願いしたいと思います。

ただ、平成29年度におきましては、今度は公共施設整備基金、こちらのほうで国債として約6億円の運用をさせていただいております。今、ゼロ金利ということで利率は低迷しておりますので、昨年度の資金の管理運用委員会で0.6%ということで国の指針をいただいていたんですけども、やっぱりそれでは国債の運用とか地方債の運用がなかなかできないということで、今年度におきましては、申しわけないんですけども、ちょっと利率を下げさせていただいて、もう少し運用ができるような形で今後もまた運用させていただきたいと考えているところでございます。

○3番（田中栄一君）

安全確実な方法で、なおかつ果実を生むような運用に心がけていただきたいと思います。お待ちしております。

次に、経済財政諮問会議では、地方財政の効率化というものが論議されておりまして、財務省からは基金の残高増加を理由に交付税交付金の削減が求められております。このことについて、どう受けとめられているかということでございますが、11月16日に開催されました経済財政諮問会議では、麻生財務大臣の話では、リーマンショック後に地方税収が大幅に減少したときでさえ基金残高がふえておる。借金をしながら貯金をふやす自治体が7割あるというのはいかがなものかと。地方の財源不足の半分は赤字国債を発行して地方交付税を手当しているのであって、国、地方を通じた効率的な配分を考えていくことが重要であると発言されております。安倍総理もこういった発言を受けて、地方財政計画の見直しについて言及をされております。過去には小泉政権のときに三位一体改革がございましたけれども、この折に交付税と臨時財政対策債合わせて5兆1,000億円が削減されたという経緯もございます。ということは、こちら辺についても、総務省は対応してくれていると思うんですけども、十分確認しながら遂行していくということが必要なんじゃないかなと思っておりますが、麻生財務大臣が言われたように借金をふやししながら基金も貯金もふやしておるというのは、八女市の場合は平成24年度から平成28年度では38億円借金は減少しているわけでございますので、大臣が言われるような借金をしながら貯金をふやすということには該当しませんけれども、国は全体を見渡した制度対応で政策展開をしてくると思いますので、当然、八女市もターゲットになり得ることだと思っております。こういった動きについて、全国市長会を初めとした六団体、こちらからは要請書というものが提出されまして、地方との協議の場では、地方交付税の削減は行わないということが議論されております。こういったことについて、その後の動きはどうなっているのかということをちょっとお尋ねしたいと思います。

○企画財政課長（石井稔郎君）

お答えいたします。

今、お話ありましたように、経済財政諮問会議の中で、5月から始まりまして、その後、今、議員のお話にあったとおりでございますけれども、その間、国と地方の協議の場で、地方六団体から財政に余裕があるかのような財務大臣の議論は断じて容認できないんだとかいう、そういった反論の文書の提出をされたりとか、全国知事会会長は頑張ってお金をためたら余裕があると言われて、地方はやる気をそがれてしまうのではないかとかいうのを麻生財務大臣に対して話をしておりますが、その場でも麻生財務大臣は、国は借金をして地方に回していることを忘れないでもらいたいといった、そういうやりとりがなされておったということで、平成29年10月26日も地方六団体のほうからそういった反論の文書が出されています。

そういうのを踏まえて、11月16日の経済財政諮問会議の中で、麻生財務大臣のほうからは、今、議員がおっしゃられた内容でありました。野田総務大臣は、地方は行革努力を行いつつ、さまざまな地域の実情を踏まえて基金を積み立てており、基金残高を理由に地方財源を削減

することは妥当でないといった、そういった総務省と財務省のやりとりがなされているようです。その後、11月24日には、全国知事会と市長との意見交換の中で、全国の知事会長のほうからそういった地方が余裕があるという議論については大変な誤解であって、災害対策などで必要な基金であるということ。その後、平成29年12月18日で総務大臣と財務大臣の予算折衝の中で、基金の増加については、今回の地方財政対策において、基金の残高の増加を理由として地方交付税等を削減するといったことを行っておりません。こういった予算折衝の中で、今回、16兆円の交付税の枠が確保できたということになっておるとこのことをこちらとしては承知しております。

その後の情報については入ってはおりませんが、今後はまた財務省からそういった交付税の削減などをちらつかせたような推移というのは、また来年度以降も出てくるだろうと思っています。ただ、自治体につきましては、決して余裕がある状況ではないと思っていますし、それは総務省のほうもそういった認識で財務省のほうとは予算折衝しておるとこのことを聞いておりますから、地方六団体、全国市長会、全国知事会など、そういった団体の要請行動を今後もそちらのほうに働きかけながら、国の状況については注意深く見ていきたいと思っています。

○3番（田中栄一君）

そういった流れがあると思うんですけれども、全国市長会関係でもこの問題については随分と議論されていると思うんです。県市長会、あるいは九州市長会、全国市長会、こういったものに臨むに当たって、ぜひとも市長のほうからもそういった声を上げていただきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ただ、5月の経済財政諮問会議では中間評価に向けて検証をすべきじゃないかということが出てきております。地方財政計画そのものの検証が必要であるという発言もあっておりますので、これについては当然にやられるんじゃないかと思っていますので、そこら辺、十分注視しながらやっていただきたいと思います。

次に、今後、将来の財政需要を把握して財政調整基金をどれくらいの額で積み立てておくべきかと、適正規模について、基準について検討すべきではないかという点でございます。

先ほど市長のほうからもちょっと申し上げられましたし、課長からも聞きましたけれども、年度間調整なり緊急支出に対する部分ということで必要であるというお話も聞きましたが、実は私自身、2月に、平成30年度の予算関係のセミナーを受講してまいりました。この積立金について、非常にここ二、三年、関心がありましたので、現実論として、適正規模というのがどういうものかということで講師にお尋ねをいたしました。講師のほうから明確な基準というものはないと。ただし、従来から10%から20%と言われているというお話でもございましたが、やっぱり先ほども述べましたけれども、今、地方の基金積み立てが非常に多く

なっておるという中で、総務省のほうでは、基金の積み立て状況等に関する調査を実施されました。これが11月に公表されまして、こういうポイント及び分析については表示されておるんですけども、実質的に八女市がどうだというのは見当たらなかったもので、ちょっとお尋ねするんですが、調査対象は都道府県、市町村及び一部の事務組合全てにわたっておりまして、調査内容としては、全基金共通で平成18年度と平成28年度の残高の状況、それから今後、3年から5年の中期的な増減見込みと積み立ての方策、それから財政調整基金では積み立ての理由と積み立ての考え方、それから特定目的基金では基金の使徒と基金の財源についてということで調査がなされておると思います。八女市ではどのように回答をされていらっしゃるのか。また、6月の課長の答弁では、適正規模とその数値は示されていないということでのお話だったんですが、その調査後にそういう適正規模等の指導があったものかどうか、お尋ねいたします。

○企画財政課長（石井稔郎君）

お答えいたします。

調査後に指導があったかということにつきましては、指導はあっておりません。

今の調査につきまして、全国的な調査の結果というのは、今、議員お持ちの部分です。また、改めて紹介いたしますと、市町村の中で第1位としては、公共施設等の老朽化対策に対する経費に充てるもの、それから災害、社会保障関係経費の増大の順で書かれております。

八女市の場合は、どのような回答をしたかというお尋ねですが、八女市は、交付税の合併算定替えの適用期限が終了するために積み立てたということが1点。それから2点目は、災害ですね。やはり平成24年の九州北部豪雨災害には、特別交付税など控除して、一般財源ベースで約50億円を要したということがありますので、その2点について積み立ての理由ということで上げています。

それから、積み立ての今の考え方についてということでございますが、今、議員おっしゃられるように、やはり20%程度は調整財源として必要だろうと思っておりますので、標準財政規模が200億円としたら、40億円は必要ですし、先ほど言いました災害対策ですけども、災害全体で50億円でしたが、災害があったとき、当然手元のほうには何がしかの手持ちの財源がないといけないので、それで、やはり20億円から25億円ですので、最低60億円から65億円は手元に持つておかないと安心できない必要な金額ではないかということで思っております。これは必要最小限というベースで考えております。また、あえて申し上げますけれども、先ほど御紹介したように、今後、財政調整基金というのは、今121億円ありますが、今後の見込みとして、一本算定になったときには、約半減をしていくような見込みでございますので、それ以降、60億円から65億円などといった財源を持つておくためには、相当の努力が必要ではないかなと思っておりますので、現在120億円あるから決してそれが安心ということ

ではなくて、それをうまく今後に活用していくために知恵を絞っていきたいと思っておるところでございます。

○3番（田中栄一君）

最後の問題なんですけれども、今、課長のほうから20%程度は財政調整基金として手元に残しておくべきだと。それから、緊急支出の分としては20億円程度で、実質的に財政調整基金の残高が40億円になるというお話だろうと思います。40億円プラス二十数億円ですね、60億円になるということだろうと思いますが、これからいけば、実際にこれ中期ですから、3カ年ですよ、平成30、31、32年。ということになれば、基金もすぐ底をつく。その後の財政計画は非常に厳しくなるというのは理解いたします。ただ、平成32年度まではそういうことで運用ができる、財政調整基金が残っておりますので、平成33年、平成34年度ぐらいまではどうにか予算を組むことができるんですけれども、実際にそれから先の問題になりますと、逆に、聞く内容とちょっと矛盾してくるところもあると思うんですけれども、市の規模に見合った財政の合理化が必要なんじゃないかと。要するに予算総額の圧縮ですね、こちら辺、非常に大事なことであります。ただ、それとはちょっと矛盾しておりますけれども、合併後、周辺地域の道路インフラなどの整備が滞っているとか、あるいは統廃合しようとする公共施設の維持管理費、これわずかな金額じゃないかという話の中で、基金から財源充当してもいいんじゃないかという話も聞きます。そこで、実際、企画財政課長として、今後、八女市の財政を運用していく上で、八女市の財政規模というのはどの程度まで圧縮すべきかということをお尋ねしておきます。

○企画財政課長（石井稔郎君）

どれだけ圧縮するかという話でございますけれども、この間、合併をいたしまして必要な事業がございました。その分については重点的に資源の配分を行ってまいりました。その中には、かなり多額の費用を要した事業もございます。

また、今後はあわせて、八女西部は終わりましたが、八女中部の改修事業、それから今後、庁舎建設事業等々の大規模事業もありますので、そういったことで必要な事業については行っていかなければなりません。ですので、全体的な予算の規模が、適正化、それとも絞るべきかという議論につきまして、明確な答えは今持ってきておりませんが、必要な事業についてはそれなりの財源を充てていくことが必要ですし、それに対しましての充てるべき財源についても、やはり基金とか、あるいは有利な起債などで財政運営をやっていくということが必要だろうと思っておるところでございます。

○3番（田中栄一君）

非常に窮屈な財源の中で、国県補助事業というものを最大限に活用していくことは重要なことでありますけれども、補助事業に該当しないような事業もあるわけですよ。こういっ

た部分で市民の皆さんが非常に切望してあるような事業もあると思うんですよ。そういう部分に一般財源としての基金、こういったものも利活用していくべきじゃないかという考えを持っております。今定例会では、庁舎建設に関する質問も出ておりましたし、さっき合併推進債、あるいは県の特例交付金2億円、それとその他にも公共施設整備基金とか、そういうものを使って対応していくというお話でございました。それから、八女中部衛生施設事務組合ですね、これも市長、再三言われておりますけれども、30億円から50億円ぐらいかかるんじゃないかという見込みもある中で、やっぱりこういった負担金にも莫大なものが予想されますので、そこら辺、十分理解しているんですけども、こういう部分の事業に対して、財政調整基金として持っておくのか、あるいは私は特定目的基金として、きちんと目的を明示して持っておくべきじゃないかという考え方を持っておるんですけども、その点はどうぞございますか。

○企画財政課長（石井稔郎君）

お答えいたします。

財政調整基金については、年度間のでこぼこの調整だということで捉えておりますが、前ありましたように、特定目的基金ですね、公共施設の整備など、あるいは庁舎建設費用など、大規模建設事業に対応するためには、公共施設整備基金のほうからということで考えておりますので、そちらのほうに積み立てを優先していくという考えがございます。

減債基金ですけども、これも公共施設の更新などがございますが、発行した元利償還金もふえてきますので、予定事業の公債費の交付税の未算入相当額、これを積み立ての目標として、こちら減債基金のほうも積んでいくということで、当面はこっちの公共施設整備基金、それから減債基金のほうに優先的に積んでいくという考えでやっていきたいと考えております。

○3番（田中栄一君）

以前の議会でも再三質問されておりますけれども、携帯電話の不通話地域、こういったやつがどうしても営利を目的とします通信会社ではできないということで、市内に4カ所ですかね、そういう集落があるということなんですけれども、こういった通信会社の負担を肩がわりして事業を実施するとか、そういう部分も基金、現在の状況では考えられるんじゃないかなど。将来不安を残しながらもですけども、そういったこともできることじゃないかなと思っております。

それとあわせまして、実質的に特定目的基金に積み立てる、公共施設整備基金のほうに優先して積み立てていくというお話なんですけれども、こういったことが基本的に先ほど来申し上げております自治体みずからが説明責任を果たすということにもつながるのではないかなと思っております。

いずれにしても、八女市の基金積立金、これが非常に大きくなっておりまして、市民の皆さんもやはり将来の財政需要に対する不安、こういうものもわかるけれども、本心は現実の切実な問題解決のために有効活用を願っておられるとも思うわけなんです。そういう中で、やはり財政調整基金とか特定目的基金が有効活用されるようなことを願っておりますので、ひとつ最後に市長、ここら辺の基金の市民の皆さんが切実に願っておられることについて、基金を少しは活用されたらという思いもあります。自分は十分やっているよという思いもあると思うんですけども、そこら辺について、最後に市長にお尋ねしておきたいと思っております。

○市長（三田村統之君）

先ほどから御質問で出ておりますように、今後、財政状況が非常に厳しくなる。特に我々中山間地を持つ地方自治体というのは、しかも過疎地域というのは、国の制度を使った事業が非常に多い。だから、国が3分の1とか2分の1とか補填をしますよね、助成しますよね。それで予算規模も大きくなって事業ができる。しかし、それだけ事業が多いということですね。今、議員おっしゃるように、確かに私どもは中部衛生施設事務組合とか庁舎の問題とか、まだまだ、例えば、企業誘致をするにしても、企業に対して、じゃ、財政的な支援しなくていいのかといえ、それなりにやっていかなければなりません。今から前古賀の工業団地予定地も整備をしていかなければなりません。いろんな規模の大きい事業があります。しかし、そればかりやっていたら、私たちの本来の目的は、市民の皆さん方が心豊かに安心して環境のいいところで生活をしていく、子どもたちが伸び伸びと育っていく、そういう環境をつくるのが大事なんですよね、今求められているのは。ですから、私どもとしては、こういう基金を使わなくて一般財源でやれる部分については精一杯やらさせていただきます。

例えば、先ほどから牛島議員でしたかね、PTA連合会からの要望とか、あるいはまた、各行政区から数多くの要望が出ております。それはみんな生活に関連した事業なんです、子育てに関連した事業なんです。これはやっていきます。今年度の予算審議、議論いただくわけですけども、生活関連道路なんかもやらなきゃいかんことは八女市に物すごく多いですね、広範囲ですから。しかも、車社会ですから、日常生活に支障を来している。だから、今年度は昨年に比べて、この道路事業も約2割から3割増加をさせております。そういうぐあいにして、やはり市民の皆さん方が日常生活の中で求めている事業については、現場を十分調査して、真摯に受けとめてやっていく。その姿勢は、私は今後とも強く持っていきたいと思っております。

○3番（田中栄一君）

非常に厳しい財政状況を迎える中で大規模な事業を抱えておるということで、これから先、非常に財政当局の手腕が試されるときでもあると思っております。大きな事業も目を向けな

くてはいけないんですけれども、今、市長が言われましたように小さなところにも、やはり市民の立場に立った財政運営をやってほしいということを切望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（川口誠二君）

3番田中栄一議員の質問を終わります。

2時35分まで休憩します。

午後2時25分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

21番森茂生議員の質問を許します。

○21番（森 茂生君）

本日最後ですので、もうしばらくのおつき合い、よろしくお願いします。

まず第1番目に、マイナンバーについてお尋ねをいたします。

マイナンバー制度の現状はどうなっているのか。

また昨年、国は住民税徴収税額決定通知書に個人番号を記載して事業主に送付するよう指導をしました。八女市は指導に従い、個人番号を記載して送付をしました。今後、八女市はこの住民税徴収税額決定通知書の取り扱いはどのようにされるのか、お伺いをいたします。

2番目に、緊急通報装置貸与事業についてお尋ねします。

この事業は、内容が最近変わったと聞いております。どのように変わったのか、お伺いします。

3番目に、林業、森林についてお尋ねします。

豪雨災害を受けて、災害に強い林業、森林政策の考え方についてお尋ねします。

4番目に、バイオマス発電についてであります。

最近、富士通総研などが林野庁の補助事業を受けて、木質バイオマスの効果的利用を図るための技術支援事業報告書で、141件のバイオマス発電事業者に対して実施したアンケート調査によりますと、投資回収の見込みがあると答えた施設はわずか8%、見込みなしが19%となっております。また、運営状況という設問では、実際に施設の年間運営収支がプラスと回答した施設は26%で、マイナスと回答した施設は28%、未回答46%となっております。これらの数字を見れば、現状がいかに厳しいかがわかるのではないのでしょうか。

私は、バイオマス発電について決して反対をしているわけでありません。むしろCO₂削減や八女市の林業発展のためにも積極的に推進しなければならないという立場です。しかし、これらの事業が成功するためには、現状をしっかりと認識して、長期的、そして総合的に検

討、判断しながら進める必要があると考えている次第です。バイオマス発電の取り組み状況と今後の見通しについてお伺いをいたします。

詳細につきましては、発言席より質問を行います。

○市長（三田村統之君）

21番森茂生議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、マイナンバー制度の現状はという御質問でございます。

平成29年11月より、マイナンバーを用いた行政機関同士の情報連携の本格運用が開始をされ、各種手続の際にマイナンバーを申請書などに記入することで添付書類の一部を省略することが可能となりました。マイナンバーの運用に当たっては、情報連携を機に、特定個人情報の取り扱いをさらに慎重に行うなど、安全性の確保に努めているところでございます。

次に、住民税徴収決定通知書の取り扱いについてでございます。

地方税法施行規則が改正され、給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知を特別徴収義務者へ書面により送付する場合には、当分の間マイナンバーを記載しないこととなりました。つきましては、5月に発送いたします平成30年度分よりマイナンバーを記載しない取り扱いとさせていただきます。

次に、緊急通報装置貸与事業についてでございます。事業内容が最近変わったようだが、どのように変わったのかという御質問でございます。

緊急通報装置給付等事業につきましては、本年度新たな緊急通報システム事業へと移行します。これまでは通報すると消防通信指令センターにつながる消防方式をとっていましたが、けれども、新たなシステムでは、緊急ボタンを押すと市が委託したコールセンターにつながり、保健師や看護師の資格を持ったオペレーターが登録した利用者情報をもとに複数人で迅速に対応いたします。また、利用者の安否確認を行うとともに、24時間365日いつでも電話相談をお受けする体制をとっております。

なお、新システムでは、事業者への委託料と機器使用料が発生しますので、その費用の一部を利用料として月額400円の負担をお願いすることとしております。利用者へは、システムの更新に当たり、設置費用や通話料、機器のメンテナンス費用がかからなくなることや、機能の充実などシステム全体の仕組みを説明しているところです。

次に、林業、森林についてでございます。豪雨災害を受け、災害に強い林業、森林政策の考え方はという御質問でございます。

八女市としましては、災害に強い森林政策として、造林事業及び福岡県森林環境税事業による強度間伐の実施、平成31年度からの国の森林環境税を活用した事業により、適正な森林の保全管理を推進いたします。また、治山事業による施設整備を促進することで、災害に強い森林づくりに取り組んでまいります。

最後になりますが、バイオマス発電の取り組み状況と今後の見通しについてでございます。
未利用の森林資源を燃料とするバイオマス発電は、森林環境の保全や林業の振興にとって有効であると考えております。

今年度は、木質バイオマス発電協議会を4回開催し、燃料となる木材の収集やチップ製造及び発電の規模や方法、体制やコスト試算などの協議、検討を行ってまいりました。現在は、発電所の建設候補地における売電に必要な系統連系費用の算出を九州電力に申請しており、その結果を踏まえて、最終的な候補地を協議会で選定をする方針といたします。今後は、発電及びチップ製造などにおける採算性を確保するため、その計画や体制などについて具体的な協議、検討を行っていく予定でございます。

以上、御答弁申し上げます。

○21番（森 茂生君）

まず、マイナンバーについてお尋ねしますけれども、現在の八女市のマイナンバーを交付している率、あるいは全国的な交付率がどうなっているのか、お尋ねします。

○市民課長（栗秋克彦君）

失礼いたします。マイナンバーカードでございますよね。（「はい」と呼ぶ者あり）

マイナンバーカードの普及率につきましては、八女市では2月末現在で6.04%となっております。

大変申しわけございませんが、全国的なところはちょっと調べておりませんが、福岡県が14%ぐらい行っているところでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

6.04%ということで、平成29年3月8日付で発表されている数字を見ますと、八女市は4.7%、福岡県が7.3%、筑後市5.2%、柳川市4.4%、大川市4.9%、全国で8.4%、これが公表されている数字です。もう時間がたちますけれども、相当、国なんかは普及に力を入れておりますけれども、このような普及率です。今後いろいろな手だてで普及を進めてくるだろうと思いますが、やっぱり一番心配されるのが情報漏えいなんか心配されておりますので、なかなか普及が進まない、あるいはマイナンバーカードをつくったからといってそれほど利便性はないという人が多いようです。

そういうわけで、ほとんど普及は進んでいません。それで、それはそれでいいんですけども、住民税徴収決定通知書などに事業者に従業員さんのマイナンバーを書いて行政が送ったわけです。そういう関係もあって、情報漏えい、これが相当ふえたと聞いております。どのような情報漏えいがあったのか、お尋ねします。

○総務課長（馬場 解君）

お答えいたします。

これはインターネットのサイトのほうから調べたものでございますけれども、2017年の上半期、この間に、特定個人情報の漏えいが273件あったと。そのうちに、特別徴収税額決定通知書の誤送付、これが152件あったとされておりますので、従来に比べましてかなりふえているという状況でございます。

○21番（森 茂生君）

今、総務課長が言われましたように、半分以上は特別徴収、市が事業者なんかに送ったものが誤送付されて情報漏えいが起きた、それが半分以上、152件報告をされております。昨年の同時期では49機関、66件であったのが、昨年と比べて、もう約4倍ぐらいにふえているわけです。こういうわけで、いろんなところから住民税徴収決定通知書の取り扱いはおかしいのではないかという声が随分昨年度も起きております。

そういう中で、今回国は、先ほど言われましたように、今年度からはもうマイナンバーは書かなくてもいいですよということで、1年で切り上げたというか、1年でマイナンバーは記載しなくていいですよと方向変換を図ったわけです。

こういうわけですので、八女市とすれば、今後、その税額決定通知書に個人のマイナンバーを記載するのしないのか、再度はつきりと御答弁をお願いします。

○税務課長（堤 英利子君）

お答えいたします。

昨年の6月議会のときに森議員のほうから、そういう情報漏えいのもとになるんじゃないかと、また事業所のほうで管理も難しいという御意見をいただいておりますので、私どもも県を通しまして、マイナンバーを記載しなくて済むような見直しであるとか、また、簡易書留を使っておりましたので、その郵送料とか働きかけをお願いしていたところでございます。

今の御質問でございますけど、法改正のほうで、紙で送付する分については、もうそのマイナンバーを書かないところを出してくださいという改正になりましたので、平成30年度分、5月に送付しますが、そちらのほうからそういう取り扱いをさせていただこうと考えております。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

マイナンバーは記載せずに送付するというので安心はしましたけれども、先ほど簡易書留と言われましたけれども、これ、1通310円かかるわけです。ですから、大きい市になりますと、この簡易書留だけでも何千万円単位という大きな金額が要ったと報道されております。ですから、全国的に見ますと、印刷代とか、こういう簡易書留代とかをしますと、莫大

な損失があったんだろうと思います。そいけん、もともと書く必要はなかったんじゃないか、そういう声もたくさん起きております。ですから、今回もう書かなくていいですよという方向変換になったんでしょうけれども、私の知っておる範囲では、このような混乱を起こしても国は何も責任とらないという現状のようです。国のことをいろいろ言っても始まりませんけれども、地方はそれに振り回されて大変な迷惑というか、そういうのをこうむったわけですがけれども、紙による通知と言われましたけれども、紙以外に、例えば電子的に特別徴収通知を送っているのは八女市でありますか、ありませんか。

○税務課長（堤 英利子君）

お答えいたします。

八女市のほうでも電子情報でお送りしている分がございます。といいますのは、製本というものは、八女市の場合、紙でお送りするものを製本としておりますけど、e L T A Xというインターネットによる地方税に関する総合窓口のシステムがございますけど、全国の市町村が利用できるシステムでございますけど、それを通して給与支払報告書が送られてくる会社に対しましては、うちは副本として電子データでお送りをしているという内容で、その分については、国のほうからも今までどおりの処理をするようにということになっておりますので、法令遵守の意味でそのようにさせていただきます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

書面で送る場合は書かなくていいですけれども、電子的な、今、e L T A Xですかね、そういう電子的なもので送る場合は、今までどおりマイナンバーを記載して送るということですね。それもおかしいと思うんですけれども、これはあくまでも国がやっていることですので、ここでいろいろ言っても仕方ありませんので、とりあえず書面によるものは来年度からマイナンバーを書かないということで確認をしておきたいと思います。

次に行きます。

緊急通報装置貸与事業についてお尋ねしますけれども、今年度というより昨年の12月ごろに変わったと聞いておりますけれども、具体的にどのようないきさつで、どういう理由で、そして、システムといいましょうか、機器がそういうふうに変ったのか、いきさつをお尋ねします。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

お答えいたします。

この緊急通報装置の給付事業につきましては、昨年の12月から随時新方式に更新をしているところでございます。これまでは消防法式ということで、通報のボタンを押すと消防本部の通信指令室に直接つながるという方式でございました。

これまで幾つか課題を抱えながら進めてきたところでございますが、その最初の1つは、通報数ですね。通報数に係る正報、誤報の割合が、物すごく誤報が多いというか、そういう課題が1つございました。さらには、誤報であっても一定の処理の時間が消防署にかかってしまうということ。そして、これまでのシステムでは、消防署につなぐ以外に、協力員ということで、御家族、あるいは近所の親しい方を御指定いただいて、相談ボタンを押すとそちらのほうに電話がつながるというシステムでございましたけれども、何分、御家族が遠方にお住まいだったり、あるいは近隣の親しい方の協力員が高齢化を迎えられてなかなか緊急訪問ができない状況も多々ございました。そういうことを踏まえまして、センター方式ということで、常時24時間365日プロの資格を持ったプロフェッショナルのオペレーターが常に待機をしてその対応をするという方法に変えていったところでございます。

この事業者の決め方というか、そういうところも含めてちょっと御説明を申し上げます。

このセンター方式につきましては、既に各自治体、この方式に切りかえてきていた経過がございます。九州管内でも幾つかの事業者がこういうサービスを提供しておりました。ですので、今回、八女市といたしましても、九州管内、各自治体を中心に提供していただいております事業者3社を指名いたしまして、プロポーザル方式でその選考をさせていただいたところでございます。企画立案、そして、サービス費用をプレゼンテーションいただいて、その中から一番すぐれた業者を決定させていただいたということでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

いきさつはわかりました。

誤報がかなり多かったということですが、誤報の中身というのはある程度わかりますか。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

お答えいたします。

誤報ということでございます。1つは、消防署の立場からいつの誤報と申しますのは、緊急車両が必要か必要ではないかというところでの分岐点がございます。ですので、ボタンを押されて通報が入って、本当に救急車両が必要だという以外は全て誤報という取り扱いでございまして、例えばシステム上バッテリーが切れたということでも通報が入ります。それ以外にも、やはりちょっと人と話したくなったということでボタンを押されてお話しになったりとか、あるいはペットが間違えてボタンを押したとか、そういう状況も含めていろんなパターンがあったように思います。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

私も最初聞いてびっくりしたんですけれども、正報といいましょうか、ちゃんとした緊急で押したのが30件、誤報が929件とお聞きしたわけです。どうも私自身も本当にそんなにあるのかなということで消防署に行って調べましたところ、普通の誤報というのはそんなに多くないんです。正報が30件に対して、ボタンを押し間違えたが27件、これはペンダントが46件です。そして、試験というのが440件です。これはどういう試験かわかりませんが、それから、バッテリー切れが146件です。停電が248件ですよ。ですから、本当に押し間違えたというのはそんなに多くは、73件です。ペンダントとボタンの2つ種類ありますけれども、2つ合わせても73件、正報が30件ですので、その倍よりちょっと多いんですけれども、そのほとんどはシステムのトラブルといいましょうか、電池切れとか、そういうので起こっているのが現状です。私が調べて、消防署もそう言いました。

そこで、お尋ねしますけれども、このシステムを入れたのが、もう以前ですので、昔の市町村のはずです。そのときに、消防署に言わせると、大もとのシステムは消防本部が責任を持つと。そっちの、末端のシステムは、本人と行政で持つという取り決めじゃなかったんでしょうかね。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

お答えいたします。

このシステム、平成4年から合併前の各市町村でスタートをしているようでございますが、当時から給付事業ということで進めておまして、設置をする、その機材に対して、所得に応じて支援をするというシステムでございました。ですので、そのシステムを入れた方は、その機械を責任持って自己管理していただくというシステムの考え方が強かったかと思えます。ですので、電池が切れたら自己負担で電池をかえていただく、そして故障したら、また自分で修理をしていただくというシステムの中でこれまでやってきたと聞いております。

○21番（森 茂生君）

この貸与事業に該当しますのは、65歳以上、あるいはひとりの方、そして寝たきり、もうそういう方ばかりです。せいけん、つけた以上はあなた方の責任で後は全部やりなさいですか。やっぱりそこにちゃんと行政もかかわって電池切れの指導をしたり、そういうのを使い方がわからないときはしたり、いろんな人たち、あるいは民生委員さんに頼んでその扱い方を再度したり、そういうメンテナンス的なものを行政は怠っていた嫌いがある。だからこそ、そういう誤報とか電池切れとか停電のときも緊急に消防署に行くとか、そういうのはきちっとした今までの取りつけた設置者、当然市や町が責任持って取りつけているはずですので、そういうところも含めてちゃんとした指導なりすべきだったと私は思っております。

そして、いろいろ問題があったと言われますけれども、そもそも設置したのは市町村ですよ。何も本人が設置しておるわけではないわけです。ですから、何か人のせいによってそう

いろいろ起きたように言われますけれども、それがよかれとして当然市町村は入れているわけですので、当然そこはメンテナンスも含めてすべきであるし、いろんな問題が起きているというのであれば、ちゃんと本人に説明をして、こういう事情だからかえますよという説明責任を私は果たすべきだったと思っております。

本人に対してどのような説明をされましたか。私が聞くところによると、文書1枚送っただけと聞いております。本人に対してどのような説明をされたんですか。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

この新システムに切りかえるときにということによろしいですか。（「その以前あるはずです」と呼ぶ者あり）その以前の話。済みません、ちょっと私もその当時の担当でございませんで、詳しくそこら辺をお話しすることできませんが、1つ申し上げますと、その協力員という方にそこら辺も、どうしても行政の職員だけで全ての装置を管理していくということは難しゅうございますので、そういう協力員さんに御依頼を申し上げたりとかいうことで今までやってきたところでございます。

ただ、先ほども申し上げましたように、その協力員さんそのものが高齢化をして、なかなかそういう管理まで行き届かなくなってきたということとあわせて、やはり時代の流れで高齢者がいろんなニーズを抱えられるようになったということで、今回の新しいシステムに切りかえていく、そうすることで生活支援のもっと充実した体制づくりを進めていこうということで今回導入したところでございます。

○21番（森 茂生君）

もうちょっとあんまり時間がありませんけれども、文書1枚でほとんど理解はされていなかったんですよ。そして、例えば地域包括支援センターの方々とかケアマネジャーとか、そういう方々の話を聞いて、その人たちにも言って、そしてこうしますという説明責任を私は果たすべきだったと思います。それをなしに、ケアマネジャーの方も全然知らなかったと聞いております。地域包括支援センターも、ほとんど事前には聞いていないということですので、ちゃんとした説明をして、それを入れたならもっとスムーズにいったと思います。私のところに怒りの電話がかかってきました。ましてこれは無償ならいいんですが、当初つけるときは若干お金が要ったかもしれませんけれども、今まで月々は無償だったはずで。そして、今度から400円かかるようになったと。もう本当、年金生活者にとっては踏んだり蹴ったりと言っちゃおかしいんですけども、非常に納得いかない部分があったかと思います。やっぱりそういう面も含めて説明すべきだったと思いますし、1つ思いますのは、もう400円かかるなら要らんと言われた方もいると聞いております。今までが約300人だったとを現在何人の方が新しいのに切りかえられているのか。何人の方が、もうそしたらよかですよと言われたのか、お尋ねします。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

お答えいたします。

旧システムから切りかえ始めた去年の11月末までの現在でございますけど、旧システムで登録をいただいていたのが313名ございました。それから、毎月随時、更新切りかえをしていく。その中で、一軒一軒御訪問差し上げて、まずは家族の状況とか全ての状況を登録していく必要がございますので、そういう聞き取りとあわせて新システムの御説明等をさせていただいてきたところでございます。

現在、1月末現在で設置が完了しておるのが百六十数件ございましたが、最終的に3月中旬までには全て更新を終わる予定にいたしております。それまでの見込みが約210件。ですので、100件ほど新システムでは加入者が減るということがございます。これには、既に施設に入られたりとか入院をされたりということも大分ございまして、中には、導入しておったけど全然使わないので、もうお返ししますということも言われていると聞いているところでございます。

○21番（森 茂生君）

もう事が事です。緊急通報システムですので、非常事態のときに最後に役に立つものですので、もう今度切りかえが要りませんよと言われた、はあ、そうですかで済む問題じゃないような気がします。もう時間の関係でこれ以上は深くは言いませんが、市長にお尋ねしますけれども、先ほど財政調整基金の話がありました。百二十何億円あると。そして、今回新たにこのシステムで400円の自己負担が要るようになった。やっぱりこういうところに目配り、あるいは配慮、これを少し私はすべきと思っておりますけれども、市長の考え、お伺いします。

○市長（三田村統之君）

お答えします。

具体的に私もどういう状況なのか、詳細にわたって理解をまだしていないので、大変申しわけないと思うんですが、いずれにしても、状況を担当課に調査させて状況を把握する、そのことが先決だと思いますので、それはやります。そういうことで、きょうはお許しいただきたい。

○21番（森 茂生君）

ぜひ担当課の方も、新しくなられたんでしょうから、もう少しいきさつなりを詳しく調べられて、ぜひよい方向に、このシステムが本当に生きたシステムになるようお願いをしておきます。

続きまして、災害に強い林業ということについてお尋ねしますけれども、昨年12月に私が林業振興課長にお尋ねしたときに、実生苗と挿し木苗の違いで質問をしたときに、林業振

興課長は、経済林としては非常に挿し木苗のほうが有効であるという検証結果が出ていると発言をされておりますけれども、その検証結果がどういうものだったのか。簡単でいいです。そして、できれば後で検証の書類なりをいただければと思っております。簡単に、どういう内容か、お尋ねします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

私どものほうもインターネットで調べた部分でございまして、検証としては、挿し木苗のメリット、それから実生苗のメリット、もしくはデメリットというものがございまして。

実際にインターネットで調べますと、実際の数値等も出てきておりますが、まず、挿し木苗のメリットとしましては、やはり前回12月のときにも申しましたように、苗の成長が均一であると。その後の成長も早くて、木材としては利用がよいといえますか、早く利用ができるなどの利用価値が大きいというところでの挿し木苗のメリットが出ております。

実生苗におきましては、メリットとしては、やはり12月議会のとき議員も言われましたように、挿し木苗よりも根の張りは実生苗のほうがよいと、直根であるということが出ておまして、ただ、デメリットとしましては、木材として利用できるまでの時間がちょっとかかる上に苗の不ぞろいとか、どのような木になるか予想ができないということで、木材生産には不向きであるという、文献といえますか、調査の結果といえますか、そういうのが出ております。

以上でございまして。

○21番（森 茂生君）

実は私も改めて調べました。そして、前回も少し言いましたけれども、九州森林管理局、森林技術・支援センター、これは宮崎県にある、昔の林業試験場だろうと思っておりますけれども、ここに試験データがびっしり出ています。杉の試験地で、挿し木苗300本、実生苗340本、合計640本、ヒノキ苗で合計で1,248本を系統的に調べた結果がここに出ています。それによりますと、実生苗より挿し木苗の根曲がりの値が高い傾向が見られた。幹回りは挿し木苗と実生苗の違いによる明確な違いはなかった。そうすると、ヒノキの場合、むしろ実生苗のほうが全般的にすぐれているという、これは簡単ですけれども、詳しくはここを見ればわかります。そういう結果も出ております。それで、私は必ずしもこっちはこっちと言わずに、もう一回そういうデータを調べられて、いずれにしろ災害に強いのは、直根がだんと出ますので、実生苗と私は思っております。といっても3回植えかえしますので、大体根は、下は、全部は切らんでも切るそうですので、本来自然に生えたのとは違うけれども、それでも挿し木苗に比べれば数段、根の張り方が違うと言われております。

この前の九州北部の朝倉市で、こういう報道があつております。専門家がしたところ、流木したのは大半が杉、広葉樹はほとんど流木していない。根の深い広葉樹と挿し木苗の根の違い

いが歴然としたことになっていると言われております。そいけん、ほとんどあれだけの水害が出ればもう一緒だという言い方もされておりますし、この人は、いや、違うんだ、広葉樹は流れていないんだということを言われておりますので、再度調べられて、ぜひとも私は実生苗を部分的に、急斜面とか谷沿い、そこら辺だけでも私は実生苗を推進すべきだという考えを持っておりますので、もう一回調べられて、ぜひそのように検討いただきたいと思えます。調べられるかどうか、一応確認をしておきます。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

今、議員が言われた、九州森林管理局の森林技術・支援センターのデータを私も手元に持っております。ちょっと細かい数値がたくさんあって十数ページに上っておりますが、確かにおっしゃるように、実生苗のほうが根張りといいますか、根も直根でよいという検証結果が出ておりますので。

ただ、単純に現状としましては、苗の状況等々におきまして、やはり県で保有しています苗の状況が、今、挿し木苗がほとんどでございます。あわせて今ちょっと試験的に、コンテナ苗、杉、ヒノキにおきますコンテナ苗も研究をされております。そういったことも踏まえて、公有林のほうでそういった実生苗等々の実証といいますか、そういうのができれば、ちょっとうちのほうでも公有林のほうで取り入れていきたいなど、研究をしていきたいというところで考えているところでございます。

○21番（森 茂生君）

ひとつよろしく申し上げます。

最後のバイオマス発電についてですけれども、現在どのようなところまで、概略は先ほどお聞きしましたけれども、例えば一番肝心な、どういう規模で、例えば木材チップ、1日どれくらい使うのか、そういったものがもし公表できればお尋ねします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

木材の量なんですけれども、今現在、市と協議会のほうで話していますのは、八女市で調達できる、あくまでも未利用材を中心に木質バイオマス発電のほうを考えておるところでございます。その量からいきますと、大体、年間に3万3,000トンの木材が必要になってきます。単純な計算でございますが、発電が、大まか365日のうちメンテナンス等々も入れますと330日の稼働を目標にどこの発電所もやっておりますが、それを換算しますと大体1日100トンということでの計算でございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

発電所としては2,000キロワット以下で小規模と位置づけられておりますけれども、1日に使う量が約100トン、年間にしますと3万3,000トン。これは私もびっくりしたんですけれ

ども、相当な数のチップが必要になってくるわけです。ですから、よその発電所でも言われておりますけれども、なかなか思ったようにチップが集まらない、これが一番のネックだと言われております。

八女市の場合、計画をされているわけですので、その量は確保できるというもとに話を進められているのか、そこら辺の原料調達の状況をお尋ねします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

議員おっしゃられるように、やっぱりこの木質バイオマス発電は、もう確実に燃料を確保するというのが第一条件になりますので、そういったことを踏まえまして、平成29年4月に、現在、木材の取引等々は福岡県、八女森林組合が中心に行っていますので、森林組合のほうから各林家の方、またはそういった生産業者さん、それぞれ聞き取り調査等をいただきまして、今後伐採される量であるとか、そのうち未利用材がどれくらい発生するかということを知り取り調査しまして、その結果のもと、3万3,000トンでは平成32年度ぐらい以降は集まっていこうというところでの聞き取り調査の結果が出ております。

議員御存じのとおり、もう八女市の森林も80%以上が伐採期を迎えておりますので、現在、八女市としましても、主伐及び搬出間伐を進めております。そういった部分での調査結果もそういうことで出ておりますので、2,000キロワット級未満の木質バイオマス発電であれば、未利用材が収集できると。これは枝葉も含めますけれども、そういう判断のもと検証をしているところでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

私も森林組合が集計しました表をもらってきてはいますが、平成31年3万2,682トン、平成32年3万3,886トン、平成33年3万4,685トン、まさにちょうど今度新しい発電所で3万3,000トン要りますので、それに合わせたような数字が並んでおります。しかし、これはあくまで出荷予定量ですので、皆さんここで間違うわけです。出荷予定量ですので、現実的にどれだけ寄るのかが、これが決め手だろうと思っております。最初は出しやすいところを出して、あとよいよ奥になったらもう全く手がつかなくなったというのが一つの例です。ですから、これが長期的に、しかも、20年間これが続かなければならないわけです。ですから、慎重にやらないと、よその発電所でもありますように、材が集まらない、遠いところまで調達に行かざるを得なくなる、いろんな問題が起きてくるわけです。

ですから、大きい発電所では、もうとても間尺に合わないということで外国のチップを使ったり、ペレット、あるいはパームヤシなどを使ってあります。もう大きい発電所がやっているのは半分以上、外国産です。ですから、今言われているのは、木材チップ、バイオマスは山から来るのではなく海から上がってくるという言われ方をしております。本来の二酸

化炭素吸収、あるいは循環型社会とはかけ離れたところで現在動いているのが現状です。ですから、これに目を向けて、もう引きずられてでも行ってしまえば大変なことになってしまう、ここを危惧するわけです。

ですから、冒頭でも申し上げましたように、長期的な、しかも総合的な判断できちっとした現実的な対応をとっていかないと長続きしない。これが私は一番心配される場所ですけれども、とどのつまり、農家の方、あるいは林業の方が切ってその場まで持っていかにかん、あるいは切り出して、機械を持っていく場合もありましようけれども、結局はその農家、あるいは林業の方々の協力なしにはできないわけです。ややもすると発電所の側に立って物事が動いていく可能性が高いですので、長期的に見れば、当然、肩書が林業振興課長ですので、八女市の林業振興に寄与するような発電所でなければならない、ここが一番原則だろうと思います。

やっぱりそこら辺のところを踏まえたところで、今度の業者があらかた決まっているようですけれども、八女市の林業発展の立場から事に当たっていただきたい。そこら辺の考え方を、林業振興課長の考えをお尋ねします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

現在、八女市におきまして、いろいろこれまで木質バイオマス発電の事業化を目指しまして協議会の中でも検討してまいりました。その中で、やはりこれは材の確保というのが一番になってきます。

私、協議会、それから八女市としての考え方でございますが、地域資源を循環型林業に寄与する、バイオマス発電の未利用材を活用することで、これが新産業の創出になっていくと。また、企業誘致、それから林業関係者の所得確保、それから雇用の創出、または林業の活性化が促進されるということを踏まえた前提におきまして木質バイオマス発電の事業化を進めると。

現状としましては、そこの材の確保というのが一番重要になってきますので、そこらあたりを、今後、森林組合を中心に、または林業関係者、それから林家の方の御協力を得ながら、先ほども申しましたが、現在8割以上がもう伐期に来ておりますので、特に主伐を進めて、そういった部分で、また先ほどの冒頭の問題ではないですけれども、これが林地残材を運び出すことで災害防止にもつながっていくと。流木等が発生しないという意味合いでも一つの考え方がございますので、そういったところでの木質バイオマス発電を進めていきたいというところで考えているところでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

実は私は三重県に先般より行ってきて、そこではもっと大きい発電所でしたけれども、そ

こは毎日200トン消費しているということでした。そこは全てが順調に行ったと言われました。ただ1つだけ、どうもこうも予定どおり行かなかった、計画どおりに行かなかったのが、材料が集まらなかったということなんです。ですから、今は岐阜県まで足を伸ばしてチップを集めていますということでした。

そして、岐阜県ではどうかといいますと、岐阜県でも、これはもう「急増 バイオマス発電 始まった資源争奪戦」とクローズアップ現代が言っております。岐阜県では、例えば大手の製紙会社がありますけれども、そのパルプ、もうそれに影響が出て、外国材を使わなければならない状況に追い込まれてしまったと言われております。そして、その原木の単価が1.5倍から2倍に岐阜県ではね上がってしまった、そういう状況も生まれております。ですから、ややもすると異様な雰囲気になってしまう可能性が私はあるのではないかと危惧しております。

そういうわけですので、いろんな状況を勘案されて、そして、どうしても一つの業者に偏りますと、どうもそっちの言い分だけが出てきますけれども、いろんなやり方、いろんな考え方がありますので、いろんな方面から検討していただきたいと思っております。

もっと言いたいんですけど、飛ばしまして、私がこの前も言いましたとおり、材料の問題、そしてもう一つは、熱併用でないと合わないよということを繰り返し言いましたけれども、熱効率からいえば、昔のかまどは1割から2割だそうです。そうすると、バイオマス発電は2割から3割と言われております。これが熱併用でやると9割ぐらいに上る。だから、無駄なく一つの材料からその持っている力を引き出すことができると言われております。

ですから、今は発電だけで、もう間に合うかもしれません。あるいは大手はそれでいいかもしれませんが、小型になってくればくるほど、今度は発電効率は悪くなっていくのが常識です。ですから、熱利用、やっぱりこれが第2のポイントだろうと言われております。ですから、この熱利用を含めたところの発電、これが私は一番の次のポイントと思っております。そこら辺の考えをお尋ねします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

議員おっしゃられますように、やはり小規模発電になればなるほど事業の採算性というのが非常に厳しく、もちろん売電単価というのはもう決まっておりますので、厳しくなってきます。そういったことを踏まえまして、やはり熱電併給の木質バイオマス発電、それから排余熱を利用した木質バイオマス発電施設を考えていくというのは前提にございますので。ただ、発電の方法とか方式とかで、それぞれ逆に熱電併給をすると、例えば発電の効率が落ちるとか、そういった部分がありますので、そこらあたりは総合的に判断をしまして、もちろん言われるとおり、熱利用を前提に考えて、今後、協議会の中でもそういった部分を進めていきたいと思っております。

○21番（森 茂生君）

確認をしておきますけれども、そしたら、発電だけではなく熱利用も含めた発電で今後進まれるということで確認してよろしいでしょうか。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

現状としましては、一応その熱利用というのも考えていきますが、もちろん採算ベースがありますので、先ほど言いましたように、逆に熱を利用することで発電効率が落ちて採算が悪くなるとか、そういった部分がございますので、今後、例えば発電の方式、そういったところを決定する上で総合的に判断をしていくというところで考えているところでございます。

○21番（森 茂生君）

時と場合によっては変わりますよということですが、先進地がドイツ、このドイツでは、もう熱併用でないと認めませんよということまで来ているわけです。ですから、行き着く先は、私は熱利用を併用したところでないといかんと感じておりますので、そこら辺のところはよろしくやっていただきたいと思っておりますけれども、どうしても日本は今始まったばかりです。もうどこもここも今やっているわけですが、外国ではこのようになっています。発電だけでやっているのは英国だけです。ドイツでは半分以上が熱利用と発電の併用のほうが多いです。フィンランドは、もう9割方が熱併用になっています。ポーランドになると100%熱併用、スウェーデンも100%熱併用です。イタリアになると約五分五分です。デンマークも100%熱併用です。国によって若干ばらつきはありますが、このようなことから見ますと、先ほど言いますように、どうしてもやっぱり持っている力を100%引き出す、なるだけ100%に近づけるということにおいては、発電だけではどうしてもロスができる、無駄になる。ですから当然、熱利用も併用したところでやるというのが私はやっぱり順当な道だろうと思っております。

最後にもう一点お尋ねしますけれども、竹の利用です。

ここに福岡県、八女市と北九州市と2年間にわたり開発を進めた結果、竹を使ったバイオマスで、これは発電ではありませんけれども、しているという記事が載っています。これは竹を燃やしても、もう問題ないですよという記事です。これは間違いなのか、あるいは竹を燃やすことについてどのような考えをお持ちなのか、お尋ねします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

今回の木質バイオマス発電につきましては、あくまでも杉とかヒノキ等々の木質関係での発電でございます。竹を併用となりますと、これは発電施設自体にさまざまな、やはりその専門の設備じゃないとなかなか厳しい現状があると思います。ですので、私もそこまで詳しくちょっとわかりませんが、竹においてはさまざまな、例えば有毒物質も含まれるというか、出るという部分もございます。それは木も一緒ですが、今回の分については、

あくまでも竹じゃなくて、杉、ヒノキ等の木質ということでの設備の違いで、確かに現状としましては、竹における発電設備というのも、もう開発が進んでおるようですので、そちらのほうは、また今後いろいろな発電設備というのは出ていくだろうと思っておるところでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

なぜこういうことを言いますかという、いわゆる放置竹林の問題が八女市においては非常に大きな問題です。ですから、先ほど言いますように、2,000キロワットぐらいで1日100トンから消費するわけですので、これに竹を流用できるなら相当な効果があると私は理解しております。今回は窯が違いますので、それはわかります。ですから、それと併用して、ここにずっと立花時代からバンブーについてはかなり他市町村に先駆けて研究をしてきておりますので、そのところにおいては非常に私は有利だと思っております。

新聞報道によりますと、南関で竹を利用した、もうペレットとかああいうのですけれども、そのうち発電も併用するような報道です。

山口県の山陽小野田市、ここでは世界発の竹専用の発電所をつくるということで、もう運転をし始めているだろうと思います。

私は三重県に行きましたけれども、ここでは松阪木質バイオマス発電所の、これは所長さんにお話ししていろんな情報を仕入れましたけれども、30%普通の窯に入れても問題ないですよという結果も出ています。この方は、そうはっきり言われております。いろんな問題があったけれども、今のところは30%までは問題ないという話を、つい二、三日前ですけれどもいただきました。そういうふうで、徐々にといいましょうか、半分ぐらいかそれ以上は、竹についても、もう研究が進んであらかたいろんな問題がないところまで来つつあると思います。ですから、そういうところも含めたところで、片一方ではそういう竹についても、当然いろんな竹炭工房もありますので、そういうところと連携をして、もしバイオマス発電に少しでも使えるなら、あるいは今度もし窯をかえたりいろんなする場合は、竹も利用できないか、これが私は一つ、八女市にとっては大きなメリットになるような気がします。

ですから、そういう点について、鎌田副市長、かなり竹については立花町時代から研究されておりますので、そこら辺のところも踏まえたところでひとつ研究していただきたいと思っておりますけれども、答弁をお願いします。

○副市長（鎌田久義君）

お答えいたします。

今回のものは木質でやっておりますけれども、相当な昔から、今、バンブー工場とか、いろんな形でやっておりますけれども、機械が進化しても成分の問題がありますので、そのま

まどちらでもいいような機械システム、これが確立しなければなかなか使えないと思っております。

だから、今の時代ですから進化はしてきておりますので、今後研究させていただきたいと思っています。

○21番（森 茂生君）

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（川口誠二君）

21番森茂生議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。

午後3時44分 延会